

2024年度 障害者と防災に関する大阪府内自治体調査 報告書

障害者にとっての防災課題検討会
〒558-0011 大阪市住吉区茱田5丁目1-22
Tel 06-6697-9005 Fax 06-6697-9059
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
きょうされん大阪支部

発行日 2025年8月15日

目次

はじめに	… 1
1. 要支援者支援マニュアル	… 2
2. 総合防災訓練	… 4
3. 避難行動要支援者名簿	… 9
4. 個別（避難）支援毛核	…10
5. 収容避難所	…16
6. 福祉避難所・指定福祉避難所	…22
<資料>	
・ 調査依頼状	…27
・ 調査票	…28
・ 自治体回答一覧	…34

はじめに

「障害者にとっての防災課題検討会」では、1995年に発生した阪神淡路大震災や2011年の東日本大震災での障害者・家族や障害福祉事業所などへの支援活動の経験を踏まえて、障害者やその家族にとっての防災上の課題について検討を行うために、2012年度から大阪府内市町村における障害者を対象とした防災の取り組みについての調査を行ってきました。この調査は2012年度から2015年度までは毎年実施、2016年度以降は2年に1回の頻度で実施してきました。また、2020年度の調査は、急拡大した新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症への対応を加味した障害児者等に配慮した避難所運営に関する状況調査」として行い、その進捗状況を取りまとめました。

今回実施した2024年度調査では、2022年度調査に続いて、災害対策基本法の改正を踏まえた、避難行動要支援者が直接避難できる「指定福祉避難所」の指定や「個別避難支援計画」の作成状況、あわせて発災時における感染症対応についても詳しくお尋ねしています。

昨年の能登半島地震やその後の豪雨被害では、障害児者やその家族の対応においては、依然として厳しい状況が継続しており、「日本障害フォーラム（JD）」などによる現地への救援活動は現在も続いています。そうした能登支援の経験も踏まえた課題について、「まとめ」の中でもふれさせていただきました。

今回の調査も、大変お忙しい中にもかかわらず府内43の全ての自治体から回答をいただくことができました。ご協力いただいた担当部局の皆様に心から感謝を申し上げます。本報告書が広く活用され、障害児者をはじめ日常生活を送るうえでの様々な困難を抱えている人たちが、誰ひとり取り残されることなく「共に助かる」施策が発展していくことを願ってやみません。

<調査の概要>

○調査項目	本報告書掲載の通り
○回答	大阪府内43市町村
○調査時点	2024年5月1日現在の状況
○調査方法	自治体担当者が回答を作成して郵送等により返送

<留意事項>

【表】の表記について

- (1) 設問への択一式回答（シングルアンサー）は「S.A.」、複数回答可（マルチアンサー）は「M.A.」と、【表】タイトルの後に表記しています。
- (2) 択一式回答（S.A.）にはタイトルの後に有効回答数を表記しています。

2024 年度障害者と防災に関する自治体調査 報告

1. 要支援者支援マニュアル

(1) 避難行動要支援者への支援マニュアル作成状況

避難行動要支援者への支援マニュアルの作成状況は、【表 1】のとおりであった。

【表 1】 市町村地域防災計画の策定期間（S.A. 有効回答数 43）

内容	年度	数	自治体名
作成済み	2022 年度	17	能勢町、四條畷市、東大阪市、高石市、泉大津市、河南町、大阪狭山市、池田市、門真市、和泉市、高槻市、吹田市、枚方市、貝塚市、藤井寺市、羽曳野市
	2024 年度	27	能勢町、四條畷市、東大阪市、高石市、泉大津市、河南町、千早赤阪村、大阪狭山市、池田市、門真市、和泉市、高槻市、吹田市、枚方市、貝塚市、藤井寺市、羽曳野市、大阪市、堺市、豊中市、茨木市、交野市、八尾市、柏原市、岸和田市、熊取町、泉南市、松原市
作業中	2022 年度	1	田尻町
	2024 年度	1	忠岡町
予定なし	2022 年度	20	堺市、豊能町、箕面市、茨木市、島本町、摂津市、交野市、守口市、八尾市、柏原市、忠岡町、岸和田市、市熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、松原市、太子町、河内長野市
	2024 年度	10	豊能町・箕面市・守口市・寝屋川市・泉佐野市・阪南市・岬町・太子町・河内長野市・田尻町
その他	2022 年度	5	大阪市、豊中市、寝屋川市、大東市、富田林市
	2024 年度	5	島本町・摂津市・大東市・千早赤阪村・富田林市

作成済みが 2022 年度調査と比較して 10 自治体増加した。また 2022 年度は「作成予定なし」と回答していた 3 自治体が「作成済み」、1 自治体が 2025 年 4 月完成にむけ「作業中」と回答した。2022 年度調査で「作成済み」と回答した千早赤阪村が今回調査では「検討中」と回答している。また、2022 年度調査で「作業中」と回答した田尻町が「予定なし」と回答している。2022 年度は「予定なし」と回答した自治体のうち、島本町は「検討中」、摂津市・富田林市は作成の「予定あり」、大東市は「各地域の地区防災計画及び個別訓練で実施」と回答した。

「作成済み」の市町村が増え、「作成なし」が減少したことは「要支援者」の対象となる人々や家族にとって、心強い変化と評価できる。2022 年調査で「作業中」と回答した忠岡町が今回調査では「作成なし」と回答している。何をもちてマニュアルとみなすのかについての、担当者による認識の相違などが理由として考えられる。

(2) マニュアルを活用する対象者

「職員のみを対象」としている自治体は 6（堺市・高槻市・交野市・泉南市・高石市・松原市）、「支援者のみを対象」にしている自治体は 7（能勢町・池田市・枚方市・八尾市・和泉市・泉大津市・藤井寺市）、「職員と支援者を対象」としている自治体は 1（羽曳野市）となった。「要配慮・避難行動要支援者（以下「要配慮者」）」を対象にしている自治体は 14（大阪市・豊中市・茨木市・吹田市・門真市・四條畷市・東大阪市・柏原市・忠岡町・岸和田市・貝塚市・熊取町・河内市・大阪狭山市）、そのうち「支援者と要配慮者」を対象にしている自治体は忠岡町を含め 3（茨木市・四條畷・忠岡町）、「職員・支援者・要配慮者」の 3 者を対象にしている自治体は 11（大阪市・豊中市・吹田市・門真市・東大阪市・柏原市・岸和田市・貝塚市・熊取町・河内市・大阪狭山市）であった。

(3) マニュアルの記載場所・マニュアル作成上の工夫・周知方法

マニュアルの記載場所については、「地域防災計画の中」が5自治体（豊中市・東大阪市・柏原市・熊取町・交野市）、「地域防災計画以外」が24自治体（大阪市・堺市・能勢町・池田市・豊中市・茨木市・高槻市・吹田市・枚方市・門真市・四條畷市・八尾市・和泉市・高石市・泉大津市・忠岡町・岸和田市・貝塚市・泉南市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・河南町・大阪狭山市）であった。

マニュアル作成上の工夫では、記載場所を「地域防災計画の中」と答えた6自治体は、「障害特性」に関する表記にとどまっており、誰が見ても「見やすい・わかりやすい」とはいいにくく、とっさのときに活用することは難しいのではないと思われる。マニュアルに関してはできるだけ別立てで、イラストなどを用い、印象に残りやすく、活用しやすいものの整備を求めている。

マニュアルの周知方法については、「ホームページ」と回答した自治体が多いが、当該自治体のホームページを調べても、見つけれない自治体が今回も多く見受けられた。その一方で、ホームページからすぐに検索できたものの中には、冊子によって障害特性がわかりやすく説明されていたり、要配慮者に対してわかりやすい形で情報提供が行なわれている自治体もあった（堺市、門真市、八尾市、高槻市など）。一方藤井寺市は、防災に特化した目的で作成されたものではない支援者対象の「ハンドブック」を防災にも活用している旨が回答されていた。新たに作成するのではなく既存の資源を有効に活用できる事例であり、市町村が比較的早期に取り組める方法のひとつではないかと考える。

避難行動要支援者避難支援プランの中で「障害」について細かく説明している自治体もあった。「作成なし」の市町村も含め、避難行動要支援者名簿の登録案内などについて、ホームページでわかりやすく示されている自治体も多数にのぼった。

多くの場合、支援する側には要配慮者についての説明などの情報が届いているが、要配慮者自らが、支援者たちが自分たちのことをどのように支えようとしているのかについて、確認したり意見表明することが困難な状況も見受けられる。門真市では支援方法などについて意見をあげていただいた当事者団体などに、マニュアルを配布するなどの措置を講じている自治体もあった。このような行政と市民・団体とのやり取りの積み上げが、発災時の具体的な避難行動に結びつく条件を広げていくことになるものと考えられる。

今回の調査では、マニュアル作成にあたって当事者の意見をどのように取り入れたのか、また当事者との協働が進められたのか等に係る設問は設けていなかったが、次回調査では設問項目に加えて、要支援者・要配慮者も参加した「使いやすいマニュアル」が作成されて実際に機能しているという視点に関しても調査したい。あわせてマニュアルのデータやパンフレットなどの成果物のうち、わかりやすいもの・工夫が行き届いているものを好事例として紹介することで、より良いマニュアルづくりとその有効な普及・活用にも資することができるようしていきたい。

(4) 要配慮者等への避難指示などの伝達方法

要配慮者への避難指示などの伝達方法については、「エリアメール」と回答した自治体が33、ホームページと回答した自治体が32、「無線」と回答した自治体が30、無回答が10となった。

今回調査では、一般的な伝達方法に加えて、とりわけ要配慮者に対する特別な伝達方法を取り出して聞くことはできなかったが、必要な情報が届かない要配慮者が生じ

ないよう、万全の対策を講じることが重要となっている。

(5) この項のまとめ

- 行政の役割について、「避難行動要支援者名簿の登録の呼びかけや作成」、「発災時の情報提供」、「支援事業の紹介」等を挙げ、平時から要配慮者への情報提供に努めている自治体は多数にのぼった。
- 発災時の行政側の被災を考慮し、「自助・共助」の重要性について記している自治体もあった。実際に甚大な災害時に行政も被災し、機能しなかった反省が活かされている。
- 上記のように、行政の機能不全を見越して日常のつながりを大切に避難訓練等を行っている自治体もあるが、要配慮者の家族や主たる介護者は障害特性や高齢などの事情で自ら外に出ることが困難な場合も多く、訓練に簡単に参加できないことや、地域との結びつきが弱い人たちも存在している。そのため、行政が一步踏み込み、要配慮者やその家族と地域をつないでいくことも重要と考える。

2. 総合防災訓練

当該調査事項について、これまで「避難訓練」と表していたが、今回調査から求める回答内容をより明らかにすべく「総合防災訓練」に変更した。

近年の災害は、激甚化・頻発化に加えてより広域化している現状があり、訓練の重要性はますます大きくなっている。しかし訓練は「人が集まる」ことが前提であり、新型コロナウイルスの拡大状況を踏まえて、感染症拡大の防止を理由に中止する自治体が多い中においても、「訓練」の意義と必要性を踏まえて工夫を凝らして実施している自治体があることに敬意を表したい。

(1) 総合防災訓練の実施状況

「行った」と回答した自治体が 19 (44.1%)、「行わなかった」と回答した自治体 22 (51.1%) 無回答 2 (4.6%) となった。

調査時点においては感染症に大きく変わりのないものの 5 類への移行や頻発化している自然災害の状況において、訓練の必要性を踏まえ、感染症対策を講じながら取り組みを行った自治体があり、先回の調査より「行った」と回答した自治体が増えた。

総合防災訓練を「行わなかった」と回答した自治体においても感染症を理由にした自治体はなく、水防訓練や非常参集訓練、防災フェアなど何らかの取り組みを行った自治体もあった。

* 「行わなかった」理由に関する記載

- ・予定されていたが、天候不良のため未実施。(島本町、泉南市)
- ・防災に関する啓発活動として、防災フェアを実施(富田林市)
- ・防災フェスタという形で市民に楽しみながら防災に触れてもらうイベントの実施(大阪狭山市)
- ・市内 8 校内に分かれ、毎年 2 校区の合同訓練を行っており、総合防災訓練は 5 年に 1 回の実施。(泉大津市)
- ・総合防災訓練の代わりに体感型防災アトラクションを行った。(東大阪市)
- ・地区を分けて自主防災訓練を行った。(守口市)

- ・職員に対する避難所運営訓練等の実施。(能勢町)

(2) 要配慮者参加のための取り組み

要配慮者参加のための取り組みについては、「障害者団体等と実施前に打ち合わせ」と回答した島本町では、障害者団体というくくりではなく民生委員や社会福祉協議会、安全に訓練ができるためにパトカーで誘導できるよう警察にも事前に打ち合わせを行い協力してもらうことで、多くの関係者の参加に努めていた。

「要配慮者に参加を促す」と回答した高槻市では、市全体ではないが地区ごとの防災訓練時に避難行動要支援者名簿、個別避難支援計画等の活用について自治体が協力して取り組んでいる。また阪南市では、要配慮者の受け入れ先となる施設(介護施設・障害者施設・児童施設)に訓練の開催を事前に伝え参加を促していた。

「その他」と回答した自治体では、「事前周知及び訓練中のSNS配信で『優しい日本語』を用いている」(大阪市)、「案内の送付やホームページ・広報板等での周知」(高石市)、「受付時の要配慮者識別スカーフの案内要綱についての訓練」などの記載があった。また、「総合防災訓練ではないが、地域の防災訓練時に避難行動要支援者名簿登録者へ参加呼びかけをするなど、名簿の活用方法を周知している」(東大阪)と回答した自治体があった。

【表2】要配慮者の参加を得るために行なっていること (M.A.)

内容	2022 年度調査回答		2024 年度調査回答	
	数	自治体名	数	自治体名
①マニュアルを作成	0		0	
②障害者団体等と実施前に打ち合わせ	1	枚方市	1	島本町
③要配慮者に直接通を送付	1	田尻町	0	
④個別避難支援計画に基づく訓練を実施	1	堺市	1	枚方市
⑤実施後に諸課題を整理	2	枚方市、八尾市	0	
⑥要配慮者に参加を促す	8	箕面市、枚方市、門真市、大東市、八尾市、田尻町、阪南市、松原市	6	池田市、箕面市、高槻市、門真市、大東市、阪南市
⑦支援者の募集・住民への啓蒙活動を実施	1	八尾市	2	枚方市、八尾市
⑧要配慮者の支援者を決めている	0		2	枚方市、豊中市
⑨支援者の訓練等を行っている	2	島本町、枚方市	1	八尾市
⑩要配慮者の参加について検討している	8	堺市、池田市、枚方市、門真市、忠岡町、熊取町、岬町、千早赤阪村	7	能勢町、吹田市、門真市、忠岡町、熊取町、阪南市、千早赤坂村
⑪現時点では何もしていない	20	能勢町、豊能町、吹田市、摂津市、交野市、寝屋川市、守口市、四條畷市、東大阪市、柏原市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉南市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、富田林市	20	堺市、豊能町、茨木市、摂津市、交野市、寝屋川市、柏原市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、岬町、松原市、藤井寺市、太子町、河南町、富田林市
⑫その他	4	大阪市、高槻市、門真市、高石市	5	大阪市、枚方市、四條畷市、東大阪市、高石市

「要配慮者の参加について検討している」「現時点では何も検討していない」と回答した自治体も相当数にのぼったが、近年のうちに南海・東南海地震が発生することは避けられない以上、総合防災訓練を身近なものとして地域住民の中に根付かせるとともに感染症対策に留意しつつ、多くの人たちが参加できる訓練の実施に向けて引き続き努力を重ねることが重要と考える。

(3) 総合防災訓練に参加している要配慮者

総合防災訓練に参加している要配慮者は、【表3】の通りとなっている。

【表3】総合防災訓練に参加している要配慮者 (M.A.)

要配慮の内容	2022 年度調査回答		2024 年度調査回答	
	数	自治体名	数	自治体名
車いす利用者	6	箕面市、大東市、八尾市、田尻町、阪南市、河南町	5	箕面市、豊中市、門真市、田尻町、阪南市
杖歩行者	4	大東市、八尾市、田尻町、阪南市	5	池田市、枚方市、門真市、阪南市、富田林市
視覚障害者	1	箕面市	2	箕面市、門真市
聴覚障害者	1	箕面市	3	箕面市、門真市、田尻町
知的障害者	1	箕面市	4	箕面市、豊中市、枚方市、門真市
発達障害者	1	箕面市	1	箕面市
精神障害者	0		0	
内部障害者	1	箕面市	1	箕面市
指定難病患者	0		1	枚方市
高齢で歩行困難な方	2	八尾市、泉大津市	3	豊中市、枚方市、泉大津市
認知症の方	1	阪南市	1	阪南市
妊婦	1	田尻町	1	富田林市
ベビーカーなど子ども連れ	2	箕面市、田尻町	5	池田市、箕面市、門真市、大東市、富田林市
日本語に不自由な方	1	箕面市	2	池田市、箕面市
医療的ケアを必要とする人	1	箕面市	1	箕面市
その他	15	大阪市、能勢町、池田市、高槻市、吹田市、枚方市、四條畷市、東大阪市、八尾市、高石市、熊取町、松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市	10	大阪市、高槻市、島本町、吹田市、八尾市、高石市、熊取町、泉南市、松原市、藤井寺市

* 「その他」の内容に関する記載

- ・市内在住、在勤のすべての方を対象にしている
- ・各地域において、要配慮者名簿掲載者に声掛けして参加を承認された方が参加
- ・自主防災会に車いすに乗ってもらい、避難訓練を行った
- ・一般参加としているため参加対象者を特段限定していない
- ・高齢者の方
- ・要配慮者利用施設への声掛けを行った
- ・住民全員の参加を促しており、属性ごとに集計はしていない
- ・参加者の詳細な情報は収集していない

多様な要配慮者が総合防災訓練に参加している門真市では、障害福祉室に協力をもらい障害者団体に声をかけることができたことで、多くの要配慮者が参加することができたと回答している。視覚障害者団体には定例会に参加し、聴覚障害者団体には手話通訳者がいることを伝えるなどの工夫を行っていた。また、今回は例年開催している場所を変え、大きなグラウンドを会場として周辺に総合防災訓練のチラシを配布し

たことで、「ベビーカーなど子ども連れ」の配慮者の参加も前回より多かったと記載されていた。

また箕面市では、小学校校区ごとに地区防災委員会を設置して、委員会には自治体も参加し、盛んな地区では月に1回の会合を開いている。また「医療的ケアを必要とする方」については、当事者の参加ではないものの、保健福祉対策部を設置して年3回のシミュレーション訓練を行っていると回答している。

このように多様な配慮者が参加している自治体では、自治体が事前に当事者の意向を聞き取り、一人ひとりにそった合理的配慮を提供して訓練が行われていた。個々の状況に合致した訓練実施のためには、広く一般に呼びかける訓練とは異なり、それぞれの内容に応じた準備等が求められるため、自治体の負担は大きくなることが予想される。そのような中でも、「訓練」の意義と必要性を踏まえて工夫を凝らしている自治体があることは、極めて貴重な取り組みとして評価できる。

発災時には要配慮者の身体・認知の状況、障害状況等に配慮した対応は不可欠であることから、こうした先行事例に学びながら、要配慮者の状況の把握・確認したうえで訓練を実施することが望まれる。

(4) 総合防災訓練における要配慮者の参加への配慮

要配慮者が総合防災訓練に参加する上での工夫について、自由記述欄には以下のような回答が寄せられた。

*自由記述の記載事項

- 大阪市／大阪市総合防災訓練における事前周知及び訓練中のX投稿において、「やさしい日本語」を使用した発信を実施している。
- 堺市／例年近畿地方整備局と合同で消防、警察、自衛隊、海上保安庁などの行政と防災機関の連携による災害対応能力の向上を目的に実施しており、一般市民の立場での訓練参加はありません。
- 箕面市／小学校校区ごとに地区防災委員会を設置し、安否確認・避難訓練のほか、各々の地域特性に応じた防災訓練となるよう、各地区防災委員会に運営を任せている。
- 高槻市／要援護者の訓練参加を促す取り組みをされている地域の取り組みを事例集という形でまとめ、他地域の取り組みを促すよう参考にしている。
- 吹田市／屋外で実施する訓練であるため、事前に通路の整備を行ったり、当日の警備を事業者に委託するなど、様々な方が安全に訓練に参加できるよう取り組んでいる。
- 門真市／訓練会場内に手話通訳者の配置や介助が必要な場合は、速やかに対応できるように配置している。
- 大東市／各団体・事業所等への参加の呼びかけ
- 高石市／安全確保のため、市内の道路や踏切等に職員を配置。自主防災組織に対して説明会を実施。
- 泉大津市／広報紙やホームページ以外に、小学校等へチラシを配布するなど多方面で広報を実施。また、訓練時には要配慮者向けの備蓄物資の紹介等をしている。

地区防災委員会や自主防災組織等協力団体との連携を図る努力をされたり、人的な体制を整えることは決して簡単ではない中、手話通訳者や介助者の配置を準備するなどの努力を払っている自治体もあることに注目したい。

【表 4】名簿登載対象者一覧 (S.A. 有効回答数 43)

登載者	2022 年度	2024 年度	
身体障害	42 自治体	1.2 級のみ	能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、島本町、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市 ※「生活基盤が自宅」と記載された自治体を含む ※「内部障害等のみを除く」と記載された自治体を含む
		上記外に加えて他の記載あり	大阪市、堺市、阪南市、岬町 (1 級のみ)、河南町
知的障害	42	A のみ	大阪市、堺市、能勢町、豊能町、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市 (自宅)、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市 (自宅)、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、岬町、松原市 (自宅)、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町 (自宅)、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市 ※「自宅」は自宅在住のみ対象としている自治体
		上記外に加えて他の記載あり	豊中市 (A で単身)、阪南市 (等級記載なし)
精神障害	42	1 級のみ	大阪市、堺市、能勢町、豊能町、池田市、茨木市、高槻市、島本町、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、四條畷市 (自宅)、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、和泉市、泉大津市、岸和田市 (自宅)、貝塚市、泉佐野市、泉南市、岬町、松原市 (自宅)、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町 (自宅)、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市
		上記外に加えて他の記載あり	豊中市 (1 級で単身)、門真市 (1・2 級)、高石市 (1・2 級単身)、熊取町 (1・2 級単身)、田尻町 (1・2 級単身)、阪南市
		記載なし	箕面市、忠岡町
難病患者	20	障害福祉受給／豊能町、枚方市、守口市、四條畷市、高石市、熊取町、河内長野市 特定医療費・指定難病等／堺市、豊中市 (常時人工呼吸器)、東大阪市 (自力避難に不安がある)、羽曳野市 日常において介助を要する／八尾市 (人工呼吸器、気管切開) 生命維持に必要な医療ケア／大阪市、泉大津市、岬町 限定なし／茨木市、富田林市 避難行動に支援を必要とする／大東市	
高齢者	42	要介護 3 以上、それ以外の要件はカッコ () に記載	大阪市 (要介護 2 以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)、堺市 (要介護 2 以下で 70 歳以上独居、又は世帯全員が 70 歳以上)、能勢町、豊能町、池田市 (80 歳以上の世帯)、箕面市 (要介護 1・2 独居)、豊中市 (要介護 2 以下で 65 歳以上単身世帯)、茨木市、高槻市 (要介護 4・5 認定、他に 75 歳以上独居)、島本町 (65 歳以上独居)、吹田市 (75 歳以上独居、75 歳以上のみ世帯)、摂津市 (65 歳以上独居)、枚方市、交野市 (自力避難困難な 65 歳以上独居及び 75 歳以上のみ世帯)、寝屋川市、守口市、門真市 (65 歳以上独居、75 歳以上のみ世帯)、四條畷市、大東市、東大阪市 (要介護 1・2 で独居又は高齢者のみ世帯)、八尾市、柏原市 (自力立位・歩行困難者)、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町 (75 歳以上のみ世帯)、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市 (75 歳以上のみ世帯で避難に不安がある)、阪南市、岬町 (70 歳以上のみ世帯)、松原市、羽曳野市 (65 歳以上独居、75 歳以上のみ世帯)、藤井寺市、太子町、河南町 (65 歳以上独居、70 歳以上のみ世帯)、千早赤阪村 (65 歳以上独居、70 歳以上のみ世帯)、富田林市 (65 歳以上独居・日中家族不在で支援を必要とする 65 歳以上、いずれも市に申し出た者)、大阪狭山市、河内長野市 (要支援・要介護認定者、75 歳以上のみ世帯)
他特記	・乳幼児／箕面市 (生後 6 か月までの乳児)、泉大津市 (ひとり親世帯で就学前児童 2 人以上の世帯) ・生活保護受給世帯／泉大津市 (災害発生時に援護が必要な人) ・市長が認めたもの (自力避難困難・不安・本人の希望・申し出など)／能勢町、豊能町、池田市、茨木市、高槻市、守口市、四條畷市、大東市、東大阪市、高石市、泉大津市、岸和田市、藤井寺市、大阪狭山市、豊中市、島本町、吹田市、摂津市、交野市、門真市、八尾市、柏原市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、松原市、羽曳野市、河南町、富田林市、河内長野市 ・自治会が支援の必要を認める人、その他町長が認めた人／熊取町 ※詳細は集計表 (P.37) 参照 ※医療ケアを必要とする人については「難病患者」の欄を参照		

(5) 新型コロナ等感染症の広がりの中での留意事項

感染症対策については、手洗いや手指消毒、マスク着用等の感染症対策を住民個々で行っているだけではなく、衛生面で必要なものを備蓄し、訓練時に配備している自治体もあった。総合防災訓練には多くの人が集まるため、密集回避の検討をされているところもあった。多様な総合防災訓練の在り方についての吟味と検討、内容の充実とともに、発災時の避難訓練だけでなく、在宅避難も含めた避難生活等への支援対応等についても日頃から想定しておくことが求められている。

3. 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

すべての自治体で名簿が作成されている。

(2) 名簿登載対象者

主に重度の障害者（身体1・2級、知的A、精神1級）ならびに、要介護3以上を対象として作成されているが、単身者、高齢者のみの世帯などを避難困難者として加えている自治体もある。また、本人からの申請によるが、乳幼児（箕面市）、ひとり親家庭（泉大津市）、妊産婦や日本語が不自由な方（羽曳野市、富田林市、柏原市）を名簿登載の対象にしている自治体があった。【表4】

(3) 名簿の作成方法

本人同意なしの関係機関共有方式のみの自治体は豊能町、熊取町、松原市の3市町であったが、調査年により入れ替わりが発生しており、回答した部署の担当者の認識が一致していない可能性があることも否定できない。

【表5】名簿の作成方法（S.A. 有効回答数 43）

作成方式	2022 年度		2024 年度	
関係機関共有	大阪市、豊能町、茨木市	3 自治体	豊能町、熊取町、松原市	2 自治体
関係機関共有 + 手上げまたは同意 + 手上げ + 同意	関係機関共有を基本に手上げ（能勢町、富田林市） 関係機関共有を基本に同意（堺市、池田市、高槻市、枚方市、柏原市、田尻町） 関係機関共有を基本に手上げ + 同意（豊中市、吹田市、門真市、泉大津市、貝塚市、阪南市）	14	関係機関共有を基本に手上げ（豊中市、茨木市、富田林市） 関係機関共有を基本に同意（大阪市、堺市、池田市、柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市） 関係機関共有を基本に手上げ + 同意（高槻市、吹田市、門真市、泉大津市）	14
手上げ + 同意	摂津市、守口市、和泉市、岬町、高石市、忠岡町、岸和田市、大阪狭山町、河内長野市	9	能勢町、摂津市、守口市、和泉市、高石市、岸和田市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、河内長野市	10
手上げのみ	島本町、交野市、太子町	3	島本町、交野市、太子町	3
同意のみ	寝屋川市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、熊取町、泉佐野市、泉南市、松原市、羽曳野市、河南町、千早赤阪村	11	枚方市、寝屋川市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、忠岡町、貝塚市、泉佐野市、田尻町、岬町、河内市、千早赤阪村	13
関係機関 + 手下げ	箕面市	1	箕面市	1
その他	藤井寺市	1		0

(4) 名簿の更新方法と頻度

ほとんどの市町村が住民基本台帳システムとの突き合わせて、死亡、転居などの更新を行っている。

更新頻度は年1回もしくは2回が大半で、システムとの連動で逐次的に更新されている自治体もある（豊中市、茨木市など）。また、民生委員、障害・高齢福祉の職員による確認や毎年同意確認を取る際に更新している自治体もあった（太子町・名簿登載対象は同意者のみ）。

(5) 名簿の活用等

避難行動要支援者名簿をこれまでに活用した事例については、大阪北部地震発災時の安否確認（高槻市、茨木市、寝屋川市、島本町）や、台風・風水害のさいに避難呼びかけ（羽曳野市、四條畷市）、市内一斉避難訓練時に要支援者の確認・誘導訓練に利用（豊中市）、コロナ禍で民生委員による生活状況の確認を行った（堺市）、などの事例が報告された。こうした中で、名簿記載住所の電話が使用されていないことが判明することもあった。

名簿の管理は福祉・防災・消防や警察などの行政機関のほか、民生委員、社会福祉協議会、校区福祉協議会のほか、自主防災組織や校区まちづくり協議会、単位自治会長などが行っていた。地域に根ざした組織が管理することは有益ではあるが、名簿の管理の責任が重荷になり、地域の自治会や連合自治会で名簿の受け取りを拒否する事態も生じていることが報告されていた（後日直接聞き取りによる回答；豊中市、摂津市）。

4. 個別（避難）支援計画

(1) 個別（避難）支援計画の作成

① 個別（避難）支援計画の作成状況

今回の調査では、個別（避難）支援計画〔以後本文中においては「支援計画」と称する〕の作成について、42自治体で「避難計画を作成した」、又は「作成途中である」との回答を頂いた。計画作成の件数については、少ないところもあるが、モデル的に実施した自治体が多かったようだ。

【表6】 個別（避難）支援計画の策定状況 （S.A. 有効回答数 43）

状況	2024 年度	
作成した	29	大阪市 (15,870)、堺市 (199)、豊能町 (1)、池田市 (649)、茨木市 (9)、高槻市 (127)、島本町 (5)、吹田市 (821)、枚方市 (8)、交野市 (2)、寝屋川市 (1)、守口市 (1)、四條畷市 (3)、大東市 (44)、東大阪市 (23)、八尾市 (4,897)、和泉市 (895)、高石市 (5)、岸和田市 (3)、熊取町 (290)、田尻町 (73)、泉南市 (14)、岬町 (10)、松原市 (244)、羽曳野市 (1)、藤井寺市 (998)、太子町 (72)、千早赤坂村 (213)、富田林市 (83)
作成途中	14	能勢町、箕面市、豊中市、摂津市、門真市、柏原市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、泉佐野市、阪南市、河南町、大阪狭山市、河内長野市

②マイナンバーの活用

支援計画の作成・運用に際してマイナンバーの活用を考えている自治体は今回もなかった。前回マイナンバーの活用を検討中、または未定と回答していた自治体でも活用しないと回答した自治体が増えている。マイナンバーの活用に関しては、国の運用方針が定まっていないことが一因と考えられる。

【表 7】マイナンバーの活用（S.A. 有効回答 43）

対応内容	2022 年度		2024 年度	
	自治体名	数	自治体名	数
活用する		0		0
検討中	堺市、茨木市、守口市、四條畷市、柏原市、高石市、貝塚市、田尻町	8	茨木市、四條畷市、高石市、河内長野市	4
活用しない	能勢町、豊能町、箕面市、高槻市、島本市、交野市、東大阪市、八尾市、泉大津市、忠岡市、岬町、松原市、太子市、河南市、千早赤阪村	15	豊能町、箕面市、豊中市、高槻市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取市、泉佐野市、田尻町、岬町、松原市、羽曳野市、太子町	19
未定	大阪市、池田市、豊中市、吹田市、摂津市、枚方市、寝屋川市、門真市、大東市、和泉市、岸和田市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	19	大阪市、堺市、能勢町、池田市、島本市、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、柏原市、泉大津市、泉南市、阪南市、藤井寺市、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市	20
上記の理由	・市内個別支援計画作成を優先（池田市） ・市内及び他市との調整を行っていない（吹田市） ・先進事例を確認してから検討（和泉市） ・計画の作成方針も決まっていない（岸和田市）			

③具体的な作成手順

支援計画の作成にあたり、自治会や民生委員、あるいは本人がセルフプランで作成する自治体がいくつかある。行政が主体となって本人と地域をつなぐ作業こそが重要な作業であり、地域団体まかせ・要支援者まかせとならないよう、行政が主体となって作成にあたるよう促したい。

先進的な事例として、池田市が計画作成にあたり「避難支援協議会」という組織を要支援者対策として作っている。市は協議会へ名簿（同意済み分）を提供し、協議会は支援者と本人をマッチングして支援者が本人と計画を作成する。作成された計画は協議会を通じて市に提出され保管されるという流れになっている（池田市ホームページ「要支援者対策」より）。

地域調整会議の組織化は検討中ということだが、行政と地域の役割分担を明確にして、作成されている。また松原市は、作成者の相談支援事業所に報酬を付けている。

(2) 個別（避難）支援計画の作成対象者

支援計画作成の対象者については、「避難行動要支援者名簿の登録者」または「名簿登録者のうち同意が取れた方」を対象者にしている自治体がほとんどだった。その中でも、東大阪市は、名簿の登録者の範囲を広げ、「中・軽度」の障害の者も対象に含めて作成しているが、個別避難支援計画対象者はより支援が必要な方に限定していた。

【表 8】個別（避難）支援計画の策定対象者（S.A. 有効回答 43）

対象者	2022年度		2024年度	
	自治体	数	自治体	数
避難行動要支援者名簿登載者	大阪市、堺市、池田市、箕面市、豊中市、茨木市、吹田市、枚方市、交野市、東大阪市、八尾市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市	24	大阪市、堺市、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、島本町、吹田市、枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、八尾市、高石市、泉大津市、忠岡町、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、千早赤阪村、富田林市	28
名簿登載者のうちの希望者など	摂津市（避難行動困難者）、四條畷市（希望者）、大東市、和泉市、高石市、岸和田市（同意の取れている方）、岬町（ハザード地域）	7	摂津市（同意）、交野市（同意）、門真市（同意）、四條畷市（同意者のうちの希望者）、和泉市（同意）、岸和田市（同意）、貝塚市（同意）	7
検討・調整中	豊能町（防災と福祉で調整中）、高槻市、河内長野市（優先度を考慮し検討中）、柏原市（担当課で調整中）	4	河南町、河内長野	2
未定	守口市、門真市、大阪狭山市	3	大阪狭山市	1
その他			東大阪市（名簿の中で重度の方）	1
記載なし			能勢町、柏原市、阪南市、岬町	4

【表 9】個別支援計画の作成者（S.A. 有効回答 43）

作成者	2022年度		2024年度	
	自治体	数	自治体	数
行政	豊能町、摂津市、柏原市、貝塚市、千早赤坂村、河内長野市	6	寝屋川市、門真市、柏原市、岬町、藤井寺市、太子町、河内長野市	7
行政＋本人		0	摂津市	1
行政＋相談機関		0	堺市、豊中市、東大阪市	3
行政＋相談機関＋本人		0	豊能町、貝塚市、松原市	3
行政＋相談機関＋自治会など	大阪市、堺市、交野市、高石市、太子町	5	島本町	1
行政＋本人＋自治会など		0	＋本人／大阪市、茨木市、交野市、八尾市、高石市、阪南市、河南町	7
行政＋自治会など		0	池田市、忠岡町、羽曳野市	3
行政＋自治会など		0	能勢町	1
民生委員・自治会	枚方市、四條畷市、東大阪市、熊取町（＋本人）、泉南市、岬町、富田林市（＋福祉事業所）	7	高槻市、泉南市	2
福祉専門職		0	＋本人／枚方市、熊取町、田尻町、千早赤阪村	4
本人・家族・親戚と相談機関など	池田市、豊中市、吹田市、大東市、八尾市、和泉市、泉大津市、河南町（セルフプラン）	8	大東市	1
本人のみ		0	箕面市、吹田市、岸和田市	3
検討中・調整中	箕面市、茨木市、高槻市、門真市、忠岡町、岸和田市、松原市、羽曳野市	8	＋自治会／四條畷市、和泉市、泉大津市、泉佐野市、富田林市	5
未定	守口市、大阪狭山市	2	大阪狭山	1
未回答	能勢町、島本町、寝屋川市、阪南市	4	守口市	1
				0
				0

(3) 個別（避難）支援計画の作成者

支援計画の作成者の内訳は【表 9】の通りとなった。作成者の中に行政が加わっていない自治体が 15 あった。支援計画策定は行政が主導することになっているが、自治会や民生委員のみで本人や専門職が加わっていない高槻市・泉南市は、地域調整会議も組織されていないので、計画が有効に機能するためには行政との連携が課題となるであろう。

また、作成者の中に本人が入らずに行政だけで作成している自治体が、7 自治体あった。作成に当たっては、本人の意向や専門職の意見を盛り込むことが大切である。

さらに、作成者が、本人のみとなっている田尻町・大阪狭山市には、地域調整会議が組織化されていない。支援者の確保についても、検討中（大阪狭山市）または記入なし（田尻町）となっており、何らかの形で行政が関与することが求められている。

【表 10】「地域調整会議」の組織（S.A. 有効回答 43）

作成者				
	自治体名	数	自治体名	数
稼働している	堺市、東大阪市	2	大阪市、堺市、枚方市、交野市、東大阪市、高石市	6
準備中	高槻市	1		0
検討中	豊能町、箕面市、豊中市、島本町、吹田市、守口市、大東市、岸和田市、泉南市、松原市、羽曳野市、河南町	12	能勢町、豊能町、池田市、豊中市、吹田市、四條畷市、和泉市、忠岡町、阪南市	9
組織しない	池田市、交野市、八尾市、泉大津市、田尻町、岬町、千早赤阪村	7	箕面市、寝屋川市、大東市、八尾市、泉大津市、貝塚市、熊取町、田尻町、岬町、松原市、太子町	11
未定	能勢町、茨木市、摂津市、寝屋川市、門真市、四條畷市、柏原市、高石市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、阪南市、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	17	茨木市、高槻市、島本町、摂津市、守口市、門真市、柏原市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、羽曳野市、藤井寺市、河南町、千早赤坂村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	17
その他	大阪市（各区で異なる）、枚方市（モデル事業で実施、自治会協力）、和泉市（モデル事業で実施）	3		0
未回答	太子町、大阪狭山市	2		0

(4) 「地域調整会議」の組織

地域調整会議の設置状況は【表 10】の通りとなった。地域調整会議が稼働している自治体が 6 となり前回調査から 4 自治体増えている。

その中で枚方市は、地域調整会議を稼働させているが、自治会と本人のみでの計画作成となっている。避難について地域の支援だけとなるので、行政や専門職との連携が今後課題となる。また、稼働していると回答している東大阪市は、行政と相談支援事業所で計画を作成することになっているため、生活している地域との関係が薄くなることが危惧される。その他、地域調整会議を組織しないと回答している自治体については、本人と地域をどのようにつなぐかが課題となる。

地域調整会議の組織化については、難しいと感じている自治体も多い。地域の実情に合わせた形で行政と地域と専門職が連携し、要支援者も含めたすべての地域住民が

「安全な経路で安全なところへ逃げる」ことを目標にして、地域でまると避難できるよう、平時からみんなで検討をすすめることが重要となっている。

(5) 避難支援者の確保

避難支援者の確保については、課題として感じている自治体が多い。しかし、地域調整会議を組織しない、摂津市・岬町・羽曳野市は、作成者に行政が入っているにもかかわらず、支援者を本人や家族が探すことになっている。地域への依頼を本人や家族だけで行なうことには大変困難が伴うことについても自治体として認識しておく必要がある。

【表 11】避難支援者の確保 (S.A 有効回答 39)

対応者	2022年度		2024年度	
	自治体	数	自治体	数
本人が探す	吹田市（近隣をまき込み協力者を募る）、摂津市（本人が探す・自主防災組織等とのマッチング）、和泉市（本人・家族で）、熊取町	4	摂津市（本人・家族が選定）、岬町（各個人で選定）、羽曳野市（基本的に本人が見つかる）	3
家族・近隣、介護支援専門員等	堺市、交野市、大東市、八尾市、高石市、泉大津市、貝塚市、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	11	堺市、高槻市、吹田市、大東市、柏原市、和泉市、高石市、泉大津市、貝塚市、熊取町、泉南市、松原市、太子町、千早赤阪村	14
検討中・調整中	豊能町、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、枚方市（モデル事業にて）、門真市、東大阪市（調整会議で）、柏原市、忠岡町、岸和田市、泉佐野市、松原市、羽曳野市、河内長野市	15	箕面市、豊中市、茨木市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市（校区まちづくり協議会で支援方法を）、泉佐野市、大阪狭山市（福祉部局で）	9
未定	守口市、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市	4	河内長野市	1
その他	大阪市（各区ごとで取り組んでいる）、池田市（広報・自主防災などで情報発信）、河南町（計画に記載している）	3	大阪市（各区ごとで）、池田市（広報などで情報発信）、枚方市（課題）、四條畷市（市民の理解を深める）、忠岡町（支援者名簿を作成し、マッチング）、河南町（緊急時の連絡者等）	6
記載なし	能勢町、島本町、寝屋川市、四條畷市、泉南市、阪南町	6	能勢町、豊能町、交野市、寝屋川市、岸和田市、田尻町、阪南市、藤井寺市、富田林市	6

(6) 支援計画記載事項

記載事項については、回答のあった43自治体のほとんどが、氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、支援の理由、支援者名、支援者の連絡先、避難場所や経路について記載することになっていた。その他、特に医療情報を記載することになっている自治体が20あった。かかりつけ医、携行医薬品、常備薬、医療的ケアなどの医療情報に加え、避難時の留意事項、家屋の見取り図や、普段いる部屋の位置、同居家族など、前回に比べて特記事項を記載する自治体が増えていた。

障害のある方にとって、医療情報は大切なことなので、これから支援計画を検討する自治体は、ぜひ記載をお願いしたい。

(7) 支援計画作成の課題

各自治体とも課題としているのは、「支援者の確保・選定」となっており苦慮している状況がうかがえる。自治体からは、「支援者の高齢化」「対象者が多い」「避難先が見つからない」などが理由としてあげられている。

また、地域調整会議の組織化が地域への負担を大きくしていること、地域や対象者の理解不足なども課題とされている。それらの課題についての、地域への周知や理解なども進んでいない。また計画の内容については、個人情報が含まれるために、誰が管理するのか、計画の更新や引継ぎ、庁内の連携の難しさなどを課題としてあげている自治体もあった。

<課題として感じていることについての自由記述>

○支援者が見つからない

- ・対象者が多く支援者が決まらない（大阪市）
- ・支援者が決まらず計画作成が進まない（池田市）
- ・避難先や避難支援者の確保ができない（豊中市・高槻市・摂津市・吹田市・門真市・高石市）
- ・支援者がいない、見つからない、確保できない、選定が難しい（枚方市・交野市・守口市・門真市・四條畷市・大東市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・田尻町・岬町・松原市・羽曳野市・大阪狭山市）
- ・地域の高齢化が進み支援者が見つからない（東大阪市）
- ・移送手段がない（門真市・豊中市）
- ・専門職や地域関係者の参画が難しい（箕面市・高槻市・泉南市）

○地域の負担が大きい。（箕面市・高槻市）

- ・要支援者名簿の受け取りも進まない（枚方市）
- ・地域調整会議の組織化（千早赤坂村）
- ・地域の支援者や団体の協力が得られるか（島本町）

○庁内の調整が難しい（泉南市・羽曳野市・大阪狭山市・河内長野市）

○現実的な作成手法の検討。

- ・作成手順の設定（守口市・阪南市…記載事項の範囲）
- ・計画の実効性の担保（交野市・泉大津市・忠岡町…避難経路・藤井寺市…記載事項の不備）
- ・計画の更新方法や頻度、個人情報の管理、引継ぎ方法（堺市・箕面市・茨木市・高槻市・柏原市・熊取町）
- ・作成者への報酬（茨木市）
- ・支援者への保険（岸和田市）
- ・支援者の責任問題にならないか？（柏原市・能勢町）
- ・優先順位が決められない（茨木市・寝屋川市・守口市・門真市）
- ・意思疎通が難しい対象者への聞き取り（松原市・太子町）
- ・難病の方（忠岡町）
- ・計画作成に対して対象者の意向がない（和泉市）
- ・計画の周知（吹田市・岸和田市）
- ・自治会を中心として作成しているが、未加入の人がいる（東大阪市）
- ・個別避難計画を活用できる地域が少ない（八尾市）

(8) この項のまとめ

2013(平成25)年に避難行動要支援者名簿作成が義務化され、令和3年の災害対

策基本法の改定により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。計画作成に関しては、地域調整会議を開き、本人の意向を尊重しながら、地域の支援者や福祉専門職が入り、支援計画を作成することが推奨されている。

しかし、名簿の範囲を広くしたことで、計画作成の対象者が増え、誰から作成するか、優先順位をどうするかなど課題が多く、計画作成が進まない実態が見えてきた。

地域調整会議の組織化を検討する中で、高齢化が進み地域での支援者が見つからない、名簿の管理や計画の管理・更新をどうするかなど、地域への負担が大きすぎることも課題として挙げる自治体が多くあった。また、セルフプランや自治会、民生委員など地域へ丸投げ状態で作っている自治体がいくつかある。

計画策定については、行政が主体的にかかわることになっているため、行政が福祉専門職や地域と連携し、地域や本人の意向を確認することが重要な課題となっている。

発災時に地域の中で支援が必要な方をどのように支援しながら避難するのかを検討するための支援計画である。計画策定については、誰をどのように避難させるのか、地域とどのように連携するのかが課題となる。地域の人たちも支援の必要な方々も、みんなで安全に逃げることを目的とし、行政と地域が一緒になって考えること自体に計画策定の意義を見出すべきである。避難行動要支援者を含むすべての住民のかけがえのない命が守られ、確実に次の生活に繋がっていくことを願っている。

5. 収容避難所

(1) 収容避難所以外の避難場所

2022 年度調査との比較では、在宅避難は 2 自治体増えたが、分散避難と回答した自治体は 9 減少し 27 自治体だった。車中泊用駐車スペースと回答した自治体は前回よりも 11 増えている。

上記回答のうち「②分散避難」について具体的な避難先を示したところは以下のとおりとなった。「親戚、知人宅」(15)、「ホテル・旅館等」(14)、公民館・集会所 (2)、福祉施設等 (2)、地域一時避難場所 (1)、協定先の施設 (1)、車中泊 (1)

【表 12】収容避難所以外の避難場所 (M.A)

避難場所	自治体	数
在宅避難	能勢町・豊能町・大東市・和泉市・田尻町の 5 市町を除く全市町村	39
分散避難	大阪市、堺市、能勢町、豊能町、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、枚方市、守口市、門真市、大東市、八尾市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、松原市、藤井寺市、太子町、大阪狭山市	26
車中泊駐車スペース	大阪市、池田市、豊中市、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、守口市、八尾市、高石市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、松原市、河南町、大阪狭山市、富田林市	20
その他	四條畷市、和泉市 (自治会館等)、熊取町 (地区集会所等)、大阪狭山市	4

(2)1.5 次避難所」(2 次避難所に入るまでの一時的受け入れ施設) の開設

1.5 次避難所について、「確保している」は 5 自治体(大阪市、能勢町、箕面市、田尻町、羽曳野市)、「未定」は 36 自治体、「その他」1 (松原市…準備していない) であった。

ただし、「確保している」と回答した自治体の「1.5 次避難所」のとらえ方はそれ

それぞれの自治体で違いがあった。例えば大阪市は「考え方としては2次避難までの一時的な避難所の確保としている。生活環境の向上などの視点。福祉避難所は多数確保しているが、その上で例えば疾病などにより病院への避難が必要な人の一時的な避難の場合など。対象者の優先度はその時々によって判断する」、箕面市は「箕面市の地域防災計画には1.5次避難所の規定はない。被災地域からの一時的な避難としての1次避難所は市内に14か所。しかしその14か所がいっぱいになった場合、いくつかの避難場所を開設することにしており、これを「拡張避難所」・「予備避難所」としている。今回の調査の質問に対して庁内協議を行ってこれらを1.5次避難所として回答した」との内容であった。

(3) 避難所（収容避難所）の設備整備状況

収容避難所の設備整備状況は18ページの【表13】のようになった。

障害者用のトイレの整備については一部未整備を含めると76.7%の自治体が整備をすすめている。停電時の電源確保についても一部未整備を含めると、76.7%の自治体が整備を進めている。視聴覚障がい者への情報提供機器については未整備状態の自治体が多い。地域の障害者団体や当事者の意見、ならびに情報提供機器の最新情報などを集約し、整備を進めていくことが求められている。

(4) 「福祉避難室」の設置

福祉避難室の設置は【表14】の通りとなった。前回調査時からくらべて2自治体増えた。福祉避難室の設置がすすんでいることは積極面として評価できる。設置に際しては、福祉避難室に関係するさまざまな動線（トイレ・出入り口など）の整備と合わせて、階段や段差、スロープ等があるのかどうかなどの観点も重要となる。

(5) 福祉避難室設置ガイドライン（マニュアル等）の作成状況

福祉避難室ガイドラインの作成状況は、「作成済み」は4、「作成中」が4、「予定なし」が29、「その他」が6であった。「その他」では、堺市、箕面市、高槻市、枚方市、東大阪市の5市（作成中の茨木市を含めると6市）から、「避難所運営マニュアル」等の中でとりまとめているとの回答があった。

(6) 福祉避難室の収容対象者と福祉避難所の収容対象者

福祉避難所と福祉避難室の収容対象者を分けている自治体は11あり、それぞれの自治体の対象者の区分は【表15】の通りとなっている。

また、福祉避難室と福祉避難所の対象が「同じ」と答えた自治体は9（箕面市、茨木市、枚方市、大東市、八尾市、高石市、泉南市、松原市、羽曳野市）、「未定」と回答した自治体は20（堺市、能勢町、豊能町、池田市、島本町、交野市、寝屋川市、東大阪市、柏原市、和泉市、岸和田市、田尻町、岬町、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市）であった。熊取町、阪南市は未回答であった。

要配慮者等の避難を想定した収容避難所の開設訓練を実施をしている自治体は14（堺市、池田市、箕面市、豊中市、高槻市、吹田市、枚方市、守口市、四條畷市、大東市、泉大津市、羽曳野市、大阪狭山市、河内長野市）にとどまった。

地域の福祉事業所や当事者団体、計画相談事業所などと連携しながら、さまざまな要配慮者の目線からの開設訓練を積み上げていっていただきたい。

【表 13】収容避難所の設備整備状況 (M.A)

設備	状態	自治体	数
障害者対応トイレ	整備済み	堺市 (162)、豊能町 (3)、池田市 (12)、箕面市 (21)、摂津市 (31)、枚方市 (52)、交野市 (24)、守口市 (32)、大東市 (20)、東大阪市 (78)、八尾市 (48)、和泉市 (33)、高石市 (19)、泉大津市 (11)、熊取町 (9)、阪南市 (12)、田尻町 (2)、松原市 (2)、羽曳野市 (26)、大阪狭山市 (14)	20
	未整備あり	大阪市 (設置 446・未設置 36)、能勢町 (設置 4・未設置 9)、茨木市 (設置 73・未設置 2)、高槻市 (設置 91・未設置 1)、島本町 (設置 33・未設置 9)、吹田市 (設置 105・未設置 20)、忠岡町 (設置 5・未設置 3)、貝塚市 (設置 21・未設置 4)、泉佐野市 (設置 18・未設置 17)、泉南市 (設置 15・未設置 20)、河南町 (設置 12・未設置 17)、富田林 (設置 32・未設置 8)、河内長野市 (設置 41・未設置 1)	13
	整備ゼロ	岬町、千早赤阪村 (未整備 7)	2
	未確認	門真市、藤井寺市	2
	回答なし	豊中市、寝屋川市、四條畷市、柏原市、岸和田市、太子町	6
非常用電源	整備済み	堺市 (162)、豊能町 (5)、池田市 (12)、箕面市 (21)、茨木市 (75)、豊中市 (80)、吹田市 (125)、枚方市 (52)、交野市 (24)、守口市 (32)、大東市 (20)、東大阪市 (18)、和泉市 (33)、泉大津市 (11)、貝塚市 (25)、熊取町 (9)、松原市 (22)、藤井寺市 (19)、富田林市 (40)、大阪狭山市 (14)、河内長野市 (42)	21
	未整備あり	大阪市 (整備 522・未整備 10)、能勢町 (整備 3・未整備 10)、高槻市 (整備 62・未整備 30)、島本町 (整備 33・未整備 1)、摂津市 (整備 29・未整備 2)、高石市 (整備 15・未整備 4)、忠岡町 (整備 3・未整備 5)、泉佐野市 (整備 18・未整備 17)、田尻町 (整備 1・未整備 1)、泉南市 (整備 3・未整備 32)、羽曳野市 (整備 3・未整備 記入無)、千早赤阪村 (整備 1・未整備 6)	12
	数の記載なし、もしくは未記入	寝屋川市、門真市 (整備 0・未整備 22 だが令和 6 年に発電機導入と記載)、四條畷市、八尾市 (特記に「不明」)、柏原市、岸和田市、阪南市、岬町、太子町、河南町	10
視聴覚障害者への情報提供設備	整備済み	池田市 (12 ラジオ・ホワイトボード)、高槻市 (92 聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援ボード)、島本町 (33)、守口市 (32)、和泉市 (33)、熊取町 (9)	6
	未整備力所あり	大阪市 (整備 368・未整備 139:特記として「ラジオの整備等」)、貝塚市 (整備 15・未整備 10)	2
	未整備	堺市 (132)、能勢町 (13)、箕面市 (0)、吹田市 (125)、摂津市 (31)、交野市 (24)、門真市 (22)、大東市 (20)、東大阪市 (79)、高石市 (19)、泉大津市 (11)、泉佐野市 (0)、田尻町 (2)、泉南市 (35)、羽曳野市 (0)、藤井寺市 (19)、河南町 (0)、千早赤阪村 (7)、富田林市 (40)、大阪狭山市 (14)、河内長野市 (42)	21
	未回答	豊能町、豊中市、茨木市、枚方市、寝屋川市、四條畷市、八尾市、柏原市、忠岡町、岸和田市、阪南市、岬町、松原市、太子町	14

(7) 収容避難所での要配慮者等への合理的配慮

収容避難所の合理的配慮の提供について、検討していることを自由記述で尋ねたところ、下記のような回答があった。(抽出して紹介)

○指定避難所については「高齢者・障害者等の移動時の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、その他要配慮者の権利擁護・

配慮に関する法令に基づき、スロープや障がい者用トイレの設置をすでに行っているが、バリアフリー化されていない指定避難所については今後とも計画的な整備に努める。また障がい者等が落ち着ける環境を工夫すること、障がい特性に対応したコミュニケーション手段をふまえることや歩行困難な障がい者等の通路を確保する等、様々な対応方法や配慮事項をふまえた整備・改善に努める。（高槻市）

【表 14】福祉避難室の設置について＜（ ）内はカ所数＞（S.A. 有効回答 43）

状況	2022年度		2024年度	
	自治体	数	自治体	数
設置予定	大阪、箕面、豊中、茨木、高槻、吹田、枚方、寝屋川、守口、大東、八尾、高石、泉佐野、田尻、大阪狭山	15	大阪市（475）、箕面市（14）、豊中市（55）、茨木市（75）、高槻市（92）、吹田市（－）、枚方市（52）、守口市（32）、四條畷市（64）、大東市（20）、東大阪市（78）、泉佐野市（35）、田尻町（1）、泉南市（35）、松原市（22）、羽曳野市（－）、大阪狭山市（14）、富田林市（23）	18
設置予定なし	島本、交野、門真、忠岡、和泉、泉南、松原、太子、千早赤阪、河内長野	10	島本町 交野市 門真市 和泉市 高石市 岬町 太子町、千早赤阪村、河内長野市	9
未定	堺、能勢、豊能、池田、四條畷、摂津、東大阪、柏原、泉大津、岸和田、貝塚、熊取、阪南、岬、羽曳野、藤井寺、河南、富田林	18	堺市、能勢町、豊能町、池田市、摂津市、寝屋川市、八尾市、柏原市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、阪南市、藤井寺市、河南町	16

【表 15】福祉避難室と福祉避難所のそれぞれの対象者の別

自治体	福祉避難所	福祉避難室
大阪市	一般の災害時避難所では対応が困難であり日常生活上の常時介助が必要な人	避難所において何らかの特別な配慮を要する人
豊中市	要介護2・3、身障手帳2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A	要支援1・2、要介護1、身障手帳3～6級、精神手帳2・3級、療育手帳B1B2、乳幼児、妊婦
高槻市	指定（一次）避難所（福祉避難室を含む）での生活が困難になった、または困難と判断できる避難行動要支援者。個別面談による聞き取り結果でスクリーニング実施、結果をカンファレンス等により関係部署と共有し、支援方針を決定する。	指定（一次）避難所での生活が困難になった、または困難と判断できる避難行動要支援者。個別面談による聞き取り結果でスクリーニング実施、結果をカンファレンス等により関係部署と共有し、支援方針を決定する
吹田市	指定避難所での避難生活が難しい要配慮者	体育館などの広いスペースや大人数での避難生活が難しい要配慮者
摂津市	指定避難所で避難生活が困難な要配慮者	未定
守口市	要配慮者のうち、指定避難所での生活が難しい方	要配慮者
四條畷市	記載なし	記載なし
泉大津市	施設が定める対象に該当する人	要配慮者で、福祉避難室が必要であると判断された人
忠岡町	記載なし	記載なし
貝塚市	あらかじめ市が指定した要支援者（身体障害1・2級、（心臓・腎臓機能のみで該当する人を除く）、療育手帳A、精神障害者1級、要介護3・4・5）	記載なし
泉佐野市	高齢者・障がい者・障がい児・妊産婦・乳幼児	（定めは）なし

- さらに施設管理者の協力を得て、避難生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮することや、府とともに日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える）。（高槻市）
- 令和２年３月に改訂した吹田市避難所マニュアル作成指針の中で、避難所ニーズへの対応として、要配慮者や男女共同参画の視点をふまえて、男女別更衣室・相談窓口、障がい者等を考慮した仮設トイレ、授乳室・保育室、ペットスペースなどについての配置および留意点について追加しています。（吹田市）
- 要配慮者等の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、施設の段差解消、手すり・障害者用トイレの設置、障害者等が落ち着ける環境整備、障害特性に対応したコミュニケーション手段の確保、多言語での避難所施設の案内表示・情報提供を進めます。また、避難生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）の確保や福祉避難スペースの設置など避難生活に支障のないよう配慮していきます。（豊中市）
- 各避難所において、アレルギー疾患に対応した食品や、車いす用のトイレ TENT を備蓄済。避難所運営マニュアルにおいて、避難生活における要配慮者への対応や注意すべき事項等を整理。（茨木市）
- 各地区防災委員会において、移動の不自由な方は１階やスロープのある部屋にすることや、介護が必要な方や集団生活が困難な方は別室を確保するなどの対応について、検討をいただいている。（箕面市）
- 大阪市避難所開設・運営ガイドラインにて次のことを記載している。・冷暖房が整った部屋や、仕切られた小規模スペースを、要配慮者の避難場所として充てるよう配慮する・室内への優先的避難やアレルギー対応、手話によるコミュニケーション、外国語通訳の派遣等、要配慮者の特性やニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じる。（大阪市）
- 日当たりや換気がよくトイレに近い場所などで過ごしていただくよう、避難所運営マニュアルで記載している。（枚方市）
- 指定避難所の低層階に要配慮者専用スペースを設けている。（守口市）
- 避難所において、簡易間仕切りやベット、ポータブル電源、トイレ整備に加え、要配慮者用の防災スカーフを備蓄している。（泉大津市）
- 指定避難所では、要配慮者等のために一定の避難スペースを確保するとともに、段ボールベット等を優先的に割り当てるよう計画している。（熊取町）
- 高齢者、傷病者、障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルク及び液体ミルクの供給を行う。ストーマ用装具の保管事業の実施。（藤井寺市）

こうした自由記述による回答の内容を、分野ごとに分類すると【表 16】のように整理できる。

【表 16】避難生活を支えるために自治体ごとに行っている工夫

分野	自治体ごとの工夫
環境面の整備	空調を整える（大阪市、堺市、河内長野市）、仕切られた小規模スペース（大阪市、堺市、熊取町、高槻市）、段差の解消（豊中市、高槻市）、1階に位置する部屋（箕面市、松原市）、スロープの設置（箕面市、豊中市）、支障なく移動できるルートの確保（高槻市）、指定避難所の低層階に要配慮者専用スペースを設けている（守口市）、障害者が落ち着ける環境整備（豊中市・集団生活が困難な場合の別室の確保（箕面市、高槻市）、手すり（豊中市、高槻市）、障害者を考慮した仮設トイレ（吹田市、豊中市、高槻市、泉大津市）、日当たり・換気・トイレに近いところの配慮（枚方市）、男女別更衣室（吹田市）、授乳室・保育室（吹田市）、和室スペース（河内長野市）、ペットスペース（吹田市）
備品・空間の整備	段ボールベット（島本町、泉大津市、熊取町）、パーテーション（島本町、泉大津市）、車いす用のトイレ TENT（茨木市）、ストーム用装具の保管（藤井寺市）、要配慮者の防災スカーフの備蓄（泉大津市）、ポータブル電源（泉大津市）、日常生活用具等、備品の整備、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える（高槻市）
コミュニケーション	障害特性に対応したコミュニケーション手段の確保（大阪市、東大阪市、豊中市、高槻市）、多言語の案内表示（豊中市、高槻市）、外国語通訳派遣（大阪市、泉南市）
食事	アレルギー対応食（大阪市）、食料・物資の優先（貝塚市、泉南市）、おかゆ等の配慮食・粉ミルク・液体ミルクの供給（藤井寺市）
生活全般	相談窓口（吹田市）、保健医療サービスの提供（泉南市）、室内への優先的避難（大阪市、泉南市）、保健師の派遣（島本町）、協定にもとづく福祉事業者スタッフの応援（島本町）

(8) この項のまとめ

この間の大震災の教訓から、災害関連死を防ぐために災害避難所の「TKB」が重要と言われ広く周知もされている。加えて「男女それぞれの更衣室」、「通路の確保」、「(情報)掲示板を入口に設置」することを、避難所の標準としていくことが求められている。

内閣府（防災担当）においては、2022年（令和4年）4月に「良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定を行い、これにもとづき「避難所運営ガイドライン」など各種ガイドラインの改定を行い、全国の「避難所における生活環境向上に向けた取組事例」を発出している。2024年（令和6年）9月には各都道府県防災担当主管部（局）長あてに上記の取組事例集の周知・対応依頼の事務連絡が出され、避難所運営の準備の必要性和平時からの準備・態勢づくりのため市町村防災担当主幹部局と福祉部協等の関係部局への周知も呼びかけている。さらに内閣府は2024年12月13日に、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定している。

平時において避難所や福祉避難室として活用される施設等がさらに整備されていくことを期待する。こうした努力の積み重ねが避難所の水準を底上げし、ひいては福祉環境やサービスの拡充にむすびついていくものとする。

* TKB

T = 清潔なトイレ

K = キッチンの整備で暖かい食事を提供

B = ベッドを確保し、床への「ざこ寝」とならないようにする

6. 福祉避難所・指定福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定状況については、以下の回答を得た。

指定あり…42 自治体

指定なし…1 自治体（島本町）

指定カ所と定員／1,059 カ所・11,546 人（未定 21 自治体）

前回調査では、全ての自治体で福祉避難所が指定されていたが、今回は島本町が「指定なし」と回答した。前回調査において「福祉避難所・指定福祉避難所」の違いが浸透していない状況が確認されたため、今回はそれぞれの位置づけを調査票に記載した。

両避難所の箇所数・定員数を同数にしているしが5自治体（豊中市・箕面市・摂津市・交野市・大阪狭山市）があったが、今回の調査では詳細について確認できておらず、次回の調査に委ねて更なる状況把握につなげていきたい。

(2) 指定福祉避難所の指定

指定福祉避難所の指定については、以下の回答を得た。

指定あり…31 自治体

指定なし…12 自治体（大阪市、茨木市、寝屋川市、門真市、四条畷市、大東市、柏原市、高石市、阪南市、藤井寺市、千早赤阪村、富田林市）

指定カ所と定員／定員…168 ケ所／6648（未定 17 自治体）

想定避難対象別に指定福祉避難所を整備している自治体

1 ケ所…10（池田市、箕面市、摂津市、交野市、八尾市、和泉市、貝塚市、熊取町、田尻町、大阪狭山市）

2 ケ所…14（堺市、能勢町、豊能町、高槻市（公的・福祉）、吹田市（公的・福祉）、枚方市、守口市、東大阪市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、泉佐野市、河内長野市、太子町）

3 ケ所…2（豊中市、羽曳野市）

4 ケ所…3（河南町、岬町、泉南市）

未定…1（松原市）

前回調査は法改正直後で回答にばらつきも見られたが、自治体からの回答は整理された内容になってきている。指定福祉避難所の対象者別に分けている自治体の回答をみると人口規模の小さい自治体が対象者を明瞭にして分けている傾向があり、災害対策を考える上での重要な視点を示している。

(3) 福祉避難所・指定福祉避難所の開設時期

避難所の開設時期について尋ねたところ、以下のようになった。

未定（調整中）…3（豊能町、寝屋川市、河南町）

記載あり…40

記載あり自治体の中で、「必要に応じて」としたのが7自治体（能勢町、池田市、交野市、忠岡町、松原市、太子町）あったが、その他の自治体においても「状況把握を誰が行うのか・どこが集約するのか・どこで判断し伝達するか」という開設の判断の流れが明らかになっていないところが多くあった。

堺市は、「保健師等が指定避難所等の巡回をおこない対象者の状況把握を行い、健

福祉対策部が集約し、市災害対策本部が開設の必要性を判断し施設への要請を行う」と、具体的な手順について回答しており、手順がわかりやすく、他の自治体においても参考としていただきたい。

(4) 備品の整備

福祉避難所（協定福祉避難所ならびに指定福祉避難所）における備品整備の方法、ならびに整備責任者を尋ねたところ、以下の結果となった。

未定（調整中）…8（枚方市、寝屋川市、八尾市、羽曳野市、藤井寺市、河南町、千早赤阪村、河内長野市）

記載あり…33

未回答…2（吹田市、阪南市）

記載あり 33 自治体における整備に関する役割の所在については、以下の通りとなった。

自治体が整備／17（堺市、豊能町、茨木市、池田市、高槻市、摂津市、交野市、門真市、四条畷市、大東市、柏原市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、富田林市、大阪狭山市）

自治体と指定避難所が整備／12（大阪市、能勢町、箕面市、豊中市、高石市、泉大津市、岸和田市、田尻町、泉南市、岬町、太子町、和泉市）

指定避難所が整備／4（島本町、守口市、東大阪市、松原市）

福祉施設などが協定福祉避難所になる場合などは、日常的に利用している人たちは別に、避難者を受け入れるための特別の備品を常備する必要がある。そうした避難所を開設するのは、自治体の要請により避難者を受け入れるために行うものであり、そのために必要な物資は行政が負担して整備する必要があるものとする。

自治体が整備すると回答した自治体のうち、「公共施設であることから町が整備している」（熊取町）や、「実災害時には、基本的に施設管理者が責任者となり、可能な範囲で施設が確保し物資の調達に要した実費については市に請求できる」（高槻市）のように、使用する施設種別や災害時を想定しながら自治体負担を明瞭にしている形はわかりやすい

自治体と指定避難所が整備すると回答した自治体では、「施設利用者分は施設において整備を行うが、市の要請での受け入れ分は市が整備を行い必要に応じ提供していく」（箕面市）と回答しているように、施設の利用目的に応じて整備責任を明確にしていることは重要である。あわせて、平時の民間施設利用者への非常時の備蓄品は事業者が整備するとしても、事業者や利用者も被災者であることを合わせて考えると、発災時の行政による支援は大変重要な課題であると言える。

指定避難所が整備すると回答した自治体については、福祉避難所が整備をするにしても費用はどうするのか・どういう人の利用が想定されるのか等について、当該自治体から伝達し協議することが前提になってくる。

(5) 看護師の配置

看護師の手配の責任者と確保方法について尋ねたところ、以下の結果となった。

記載あり…22 自治体（大阪市、能勢町、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、島本町、摂津市、守口市、大東市、東大阪市、柏原市、高石市、泉大津市、貝塚市、熊取町、田尻町、泉南市、岬町、太子町、大阪狭山市、富田林市）

未定（調整中）…17 自治体（堺市、豊能町、池田市、枚方市、交野市、寝屋川市、門真市、四条畷市、八尾市、和泉市、岸和田市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、

河南町、千早赤阪村、富田林市、河内長野市)
未回答…4 自治体（吹田市、忠岡町、泉佐野市、阪南市）

未定・記載なし自治体が府内自治体の過半数を超えており、発災時の具体的対応が定まってない自治体が多くあった。

記載あり自治体では「指定福祉避難所に勤務している看護師に避難者の対応を依頼する」（摂津市）との回答に見られるように、民間施設に委ねているところが多い。「不足が生じた場合は施設により市に要請が可能」（高槻市）などのように、自治体が協定を結んでいる医師会等に協力要請を行う流れを示している自治体があるものの、発災時に実際の配置につながるかどうかの不安もぬぐえない。「健康医療部健康医療班が避難所への医療救護班（看護師含む）の派遣を行う」（豊中市）のように、具体的な対応を定め行政が具体的に関与することが重要と考える。

7. まとめ

2024 年 1 月 1 日、能登半島地震が発生、2025 年 5 月 13 日現在で死者 592 人、うち災害関連死は 364 人を数えている。昨今、日向灘やトカラ列島における群発地震をはじめ、全国各地で比較的大きな地震が発生している。地震の活動期に入ったといわれる我が国において、2025 年 3 月 31 日、内閣府中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは南海トラフ巨大地震の被害想定を最新版を公表した。これによると、想定死者数は 2014 年に発表された報告書の最大 33.2 万人から最大 29.8 万人に減少、全壊焼失棟数も全壊は 250 万棟から 235 万棟へと減少した。一方で、避難者数は前回の最大 950 万人から 1,230 万人へと増加している。大阪府については「近畿地方が大きく被災するケース」でみた場合、死者最大約 9,900 人（地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬・夕、風速 8m/s、早期避難率低）、避難者数最大で 1 日後：約 1,701,000 人、1 週間後：約 1,989,000 人、1 か月後：約 1,810,000 人（地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬・夕、風速 8m/s）であった。ライフラインについては、断水が上下水道ともに被災 1 日後で約 7 割、停電、電話不通回線も被災 1 日後で約 7 割が使用不能という結果であった。このような状況の中で障がい児・者をはじめとする要配慮者については、生命の危機とともに避難生活の困難が大いに予測できる。今回の調査結果はその困難性を裏付けると同時に、改善を促すための大きなヒントを与えてくれるものである。具体的にはどのような点を注視する必要があるだろうか。

(1) 要支援者支援マニュアル

作成済の自治体が前回調査と比較して 10 増加し 27 自治体に広がったことをまずは評価したい。全国的にも 65 歳以上人口（高齢化率）が 3 人に 1 人となる中で、災害対策の基軸に要配慮者視点が不可欠となる点はこの大阪府においても例外ではない。いかに災害対策の中に福祉の要素を盛り込んでいくのか、その具体的指針としてこのマニュアルを作成する意味は大きい。また作成されたマニュアルの周知について、インターネットによる普及はもちろん、支援対象となる要配慮者に対してわかりやすい形で情報提供が行われている自治体があったことは大いに注目の点である。こ

れは支援を受ける可能性のある当事者自身が災害時の困難性を認識すると同時に、どのような支援を受けることができるのかを理解する必要があるからである。今後、作成済の市町村については、「どのようにこのマニュアルを普及していくのか、また当事者本人のもとにわかりやすい情報を届けるのか」について検討を重ねて欲しい。

(2) 総合防災訓練

新型コロナウイルスの感染拡大（パンデミック）を受けて、防災訓練の実施を見合わせる自治体が多かったが、5 類への移行に伴い、実施する自治体が増えた。防災訓練には具体的な動きを確認するという目的（シミュレーション型）や防災意識の向上、啓発を目的（啓発型）とした側面等がある。防災フェスタや体感型アトラクションという「啓発型」で実施する行政もあるが、行政としては少なくとも年一回は発生時を想定したシミュレーションを実施し（できれば地域特性に応じたエリアごとに）、速やかな対応を検討する機会として、防災訓練の実施を進めて欲しい。また、そこに住まう住民自身が「自分たちの地域ではどのような災害リスクがあるのか、災害発生の際、どのような備えを必要とするのか」を改めて理解し、自助の意識を高める機会として防災訓練を実施することは極めて重要である。そして、実際に災害リスクの高い要配慮者がこのような訓練に参画し、どのような困難性が高まるのかを可視化することが今後の災害対策の重要テーマとなるだろう。調査結果では、事前に障害者団体と打ち合わせをしている自治体や要配慮者の参加を促している自治体があった。また、実施後に諸課題を整理している自治体もある。しかし、このような動きを取っている自治体はまだまだ少数であり、「現時点では何もしていない」と回答した自治体が 20 あったことも事実である。今後、当事者の参画を促しながら、ぜひ、要配慮者への対応を意識したシミュレーションを実施し、各々の自治体で要配慮者の特性に応じた災害対策を具体化して欲しい。

(3) 避難行動要支援者名簿・個別（避難）支援計画

名簿についてはすべての自治体において作成がなされている。名簿の対象者として昨今、医療的ケア児・者を挙げる自治体が増加しているが、先の能登半島地震でも広域避難による緊急搬送が速やかに行われた。電源や水の確保の問題、避難先における医療提供の問題、衛生環境の保持の問題等、他の要配慮者に比べても緊急性が高いといえる医療的ケア児・者の把握は喫緊の課題である。個別（避難）支援計画とあわせて取り組みの推進が求められる案件の一つである。また、作成方法についてはできる限り、本人が名簿記載を認識している状態が重要である。今回の調査結果では回答した部署の担当者の認識が一致していない等の理由により、前回調査との比較が難しい状況であるが、手上げもしくは同意方式による作成が望まれる。

また、個別（避難）支援計画については、全自治体で「作成済み」もしくは「作成途中」との回答であった。全国的に言えば個別避難（支援）計画を作成している市町村(団体)は 1,691 団体で三分の二の団体が作成している状況であった(2025 年 6 月・内閣府調べ)。2021 年に市町村の努力義務となり、大阪府においてもほぼすべての自治体で作成が進められているが、モデル的に実施している自治体も多く、今後、本格実施をどのように進めていけるかが課題となる。他の都道府県における市町村では、個別（避難）支援計画作成のための会議を要配慮者のための会議とせず、地域住民全体を対象とし、皆が安全に避難できるためにどこが地域の安全ゾーンであるか、どの避難経路を通して避難すればよいかを話し合う会議を実施しているところがある。この中に本人や支援者も参加し、ともに安全ゾーンと避難経路を探っている。「A さん

を逃がすための会議」という発想から「Aさんと逃げるための会議」という発想により、地域住民自身も当事者として避難について考えることができる事例である（この会議を通して、本人は計画を作成することができる）。個別（避難）支援計画の作成に悩む自治体は、このような視点をうまく生かし、計画作成の普及に取り組んで欲しい。

(4) 収容避難所

2025年5月に災害救助法等の改正がなされ、これまでの「場所」のみならず、障がい者や高齢者、乳幼児などの配慮を必要とする「人」に対する支援が可能となった。例えば、在宅や車中泊等の避難者（要配慮者含む）に対し、情報把握や相談支援、避難生活支援といった福祉サービスの提供が挙げられる。調査結果においても、収容避難所以外の避難場所として、在宅避難、車中泊駐車場スペース、ホテル・旅館等を挙げる自治体が目立った。新型コロナ禍を経て、より分散避難が推奨される時代、収容避難所のあり方が変わろうとしている。実際、避難生活期における一人に対する居住面積を3～4㎡とした場合、収容避難所で避難生活できる避難者はごく限られた人になるだろう。その場合、在宅では生活が難しい要配慮者性の高い避難者が対象と考えられる訳であるが、障がい者対応トイレや視聴覚障害者への情報提供設備の整備等が求められる。また医療的ケア児・者を想定し、非常用電源の確保についても重要である。ある自治体（政令指定都市）では、より分散避難所推奨しながら、収容避難所を情報発信拠点、物資・電源等供給拠点といった位置づけにシフトし、収容避難所を要配慮者性の高い避難者の避難生活拠点（福祉避難室化）とすることを検討し始めている。大阪府においても、人口規模から鑑みて、より分散避難へのシフト化と福祉避難室化の可能性を探る必要がある。その際、まだまだ整備が十分とはいえない障がい者対応トイレ等の整備を早急に進めて欲しい。その他、国は今年6月より災害対応車両登録制度の運用を始めたが、大阪府においても府内の自治体がトイレカーや電源車、ムービングハウス等の整備に着手できるよう支援することが望まれる。

(5) 福祉避難所・指定福祉避難所

福祉避難所について、先の能登半島地震では、施設の被害や職員等の被災等により、開設は一部に留まった。これには国・県が積極的な導入をはかった広域避難策により、多くの要配慮者が二次避難を行ったことが大きく影響しているが、1月8日時点で福祉避難所が開設されたのは71か所中10か所のみであった（母数は平時から指定、協定により確保している避難所数）。また4月1日時点で開設された最大の福祉避難所は27か所であった。今後、大阪府においてこうした広域避難策が採用されるか否かによって、福祉避難所の位置づけが大きく変わる可能性があるが、福祉避難所の設置においては、拠点の確保と同時に配置される専門職（人材）の確保（看護師含む）、必要備品の整備が重要となる。府内の自治体においては指定については1自治体を除いてほぼすべての自治体が指定を行っており、計1,059か所、11,546人の避難が確保されているが、具体的な人材や備品については明確かつ十分な対策が取れていない状況であった。熊本地震では、身体障害者福祉センターにおいて、肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者それぞれの福祉避難所が開設されたが、ある自治体では、それにならって当事者団体とともに福祉避難所の具体的検討を進めている。「当事者不在の災害対策」とならぬよう、できる限り、当事者の声が反映できる仕組みと具体的な意見の反映を目指した取り組みを切に願う。

2024 年度調査に関する 調査票・自治体回答一覧

<調査依頼状>

2024 年度 障害者と防災に関する自治体調査へのご協力のお願い

日頃より住民の安全・安心の確保のために、ご尽力をいただきありがとうございます。

私ども障害者（児）を守る全大阪連絡協議会（略称：障連協）では、2012 年度から全市町村のご協力を得て、2 年に一度の頻度で「障害者と防災に関する自治体調査」に取り組み、その結果についてマスコミ各社などを通してひろく公表をまいりました。その節には、お忙しい中にもかかわらずご協力をいただきありがとうございました。

つきましては、2024 年度において同封の調査に取り組むことになりました。

今年度の調査では、2022 年度に取り組んだ調査項目からどのような進展があったのかを見るために、前回調査項目をもとに作成しています。参考までに前回調査の結果報告書を 1 冊添えますのでご参照ください。

大阪府内の全自治体からご回答をいただいたうえで、その主な特徴について取りまとめ、マスコミへの公表・府下自治体・大阪府、ならびに全国の障害者団体等にご報告させていただくことにしております。

なにかと御多忙の中とは存じますが、なにとぞ調査にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、回答用エクセルシート、並びに Google フォームでもご回答いただけるよう準備しております。ご活用いただければ幸いです。

調査へのご回答に際してご留意いただきたいこと

1. 回答は、2024 年 5 月 1 日現在の状況についてご記入ください。回答の締め切りは 8 月 20 日とさせていただきます。
2. この調査は大阪府内 43 市町村に送付させていただいております。防災担当部局単課でご回答いただける項目と考えておりますが、障害支援担当窓口等他課でお答えいただく場合は、ご面倒でも調査票を当該部局にお渡しいただき内容を共有していただきますようお願いいたします。
3. ご記入に際しての留意点
 - ①現時点で回答不能の項目については、その旨を明記して、回答欄を空けておいてください。
 - ②設問内容にご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。
4. アンケートへの回答は、下記の方法から選択いただくことができます。
 - ①送付した用紙に直接記入して、返信用封筒によりご返送いただく方法
 - ②回答記入用に作成したエクセルシートを入手いただき、メール等に添付をして返送いただく方法ならびに Google フォームから回答していただく方法
 - エクセルシートは、下記 URL または QR コード（略）からアクセスしてダウンロードしてください。
 - グーグルフォームは、下記 QR コード（略）からアクセスしてください。

2024年度 大阪府内市町村 障害者と防災に関する調査票

★2024年5月1日現在の状況をご記入ください。

★MA項目は該当箇所すべてにマル印を入れてください。

自治体名	担当部署		
	担当者名		
	電話番号		
	メールアドレス		

* 共管の場合はそれぞれ部署と連絡先をご記入ください

1. 要配慮者・避難行動要支援者への支援に関するマニュアル(以下「マニュアル」)についておたずねします。

(1) マニュアルを作成していますか。

①作成済み、 ②作成中・完成(年 月頃)、 ③予定なし、 ④その他()

※作成されている場合のマニュアル名称 ()

【用語の定義について】

★**避難行動要支援者**とは、発災時等において自ら避難することが困難な者であって、避難行動要支援者名簿に掲載する者として市町村地域防災計画において定められた者。(災害対策基本法49条の10の①)

★**要配慮者**とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者。(災害対策基本法8条②第15号)

★要配慮者または避難行動要支援者への**防災マニュアル**とは以下のようなマニュアルをさします。

- ・要配慮者・避難行動要支援者が、自ら発災に備えるとともに、発災時の行動の指針となるマニュアル。
- ・支援者が発災時に要配慮者や避難行動要支援者に対する救援活動等に役立てるためのマニュアル。

【以下の設問は(1)で①または②と回答された自治体がお答えください】

(2) 当該マニュアルは誰を対象にしたマニュアルですか。(MA)

①自治体職員、 ②支援者・住民、 ③要配慮者、 ④その他()

(3) 当該マニュアルは何(どこ)に記載されていますか。(MA)

①地域防災計画の中に記載、 ②地域防災計画とは別に作成、 ③その他()

(4) 当該マニュアルを作成する上で工夫していることはありますか。(MA)

①文字を大きく、 ②イラストなどで親しみやすく、 ③ルビを打つなど分かりやすい文面、 ④動画の作成・公開
⑤障害の特徴や配慮など要配慮者への支援を具体的に記載、 ⑥当事者の意見をきいて作成
⑦冊子などにして住民に配布、 ⑧その他()

(5) 当該マニュアルの周知方法について教えてください。(MA)

①ホームページ、 ②広報紙・誌、 ③民生委員・自治会役員を通して、 ④郵送、 ⑤区長会・地元説明会、
⑥役所等の窓口、 ⑦周知しない、 ⑧その他()

(6) 要配慮者等への避難指示等の伝達はどのような方法で行われていますか。(MA)

①エリアメール、 ②ホームページ、 ③広報車、 ④行政無線、 ⑤地元FM放送、 ⑥一斉送信FAX、
⑦個別FAX、 ⑧電話、 ⑨有線放送、 ⑩訪問、 ⑪自主防災組織、 ⑫自治会、 ⑬民生委員、
⑭SNS、 ⑮その他聴覚・視覚・知的障害者等への配慮()

2. 総合防災訓練についておたずねします。

★**総合防災訓練**とは総合防災訓練大綱(中央防災会議)の「地方公共団体等における防災訓練等」が示す地方公共団体による防災訓練。

(1) 2023年度内に総合防災訓練を行いましたか。

①行った、 ②行わなかった →その理由()

(2) 要配慮者等の参加に関してどのような取り組みをおこなっていますか。(MA)

- ①要配慮者等が訓練に参加する上での配慮すべき事項等を記載したマニュアルを作成している。
- ②自治体主催の総合防災訓練実施前に、障害者団体や支援者等と打ち合わせを行っている。
- ③自治体主催の総合防災訓練等の実施にあたって、要配慮者等に直接通知を送付している。

- ④避難行動要支援者名簿記載者の個別計画を作成し、それに基づく訓練を実施している。
 ⑤総合防災訓練等実施後に要配慮者等の避難行動に係る課題等を整理している。
 ⑥要配慮者等に総合防災訓練等への参加の呼びかけ等、参加を促す取り組みを実施している。
 ⑦要配慮者等の支援者を募集したり住民への啓蒙活動を実施している。
 ⑧避難行動要支援者の支援者をすでに決めている。 ⑨支援者の訓練等を行っている。
 ⑩要配慮者等の総合防災訓練参加について現在検討している。 ⑪特に何もしていない。
 ⑫その他()

(3) 総合防災訓練等に参加している要配慮者等はどうの人たちですか。(MA)

- ①車椅子利用者、 ②杖歩行者、 ③視覚障害者、 ④聴覚障害者、 ⑤知的障害者、 ⑥発達障害者、
 ⑦精神障害者、 ⑧内部障害者、 ⑨指定難病患者、 ⑩高齢で歩行困難の方、 ⑪認知症の方、 ⑫妊婦、
 ⑬ベビーカーなどの子ども連れ、 ⑭日本語に不自由な外国の方、 ⑮医療的ケアを必要とする方、
 ⑯その他()

(4) 要配慮者等の参加に際して工夫しておられることなどがあればご記入ください。

(5) 感染症の広がり等を踏まえて総合防災訓練を行うにあたって留意されていることをご記入ください。

3. 避難行動要支援者名簿についておたずねします。

★避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法第49条⑩に規定する要配慮者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎となる名簿。

(1) 避難行動要支援者名簿(以下「名簿」)を作成していますか。

- ①作成している、 ②作成していない、 ③その他()

(2) 名簿への登載対象者をすべてお答えください。

(3) 名簿の作成方式についてお答えください。(MA)

- ①関係機関共有方式(本人同意はなし)、 ②手あげ方式、 ③同意方式、
 ④逆手上げ方式・推定同意方式、 ⑤その他()

★名簿方式の別は以下の通り(「災害時要援護者の避難支援 ガイドライン」内閣府検討会2006.3 をもとに作成)

関係機関共有方式 ※	要援護者本人から同意を得ずに平常時から福祉関係部局等が保有する情報を関係機関で共有する方式
同意方式	※の対象者等に直接働きかけて、必要な情報を収集し作成する方式
逆手上げ・推定同意方式	※で共有した対象者等が積極的に拒否しない限り、外部との共有に同意したと推定して作成する方式
手上げ方式	※に関わらず、自ら名簿搭載を望む人を搭載する方式

- (4) 名簿の更新方法(同意・推定同意・手上げを併用する場合の更新方法を含む)についてお答えください。

- (5) 名簿の更新頻度についてお答えください。

①()年に()回、 ②不定期、 ③決めていない、 ④その他()

- (6) 名簿の管理・保管者(共有者)についてあてはまるものを全て選んでください。(MA)

①防災担当部、 ②福祉担当部、 ③消防署、 ④保健所、 ⑤他の行政機関()、
⑥その他()

- (7) 平時における支援者への名簿提供について、工夫されていることがあればご記入ください。

- (8) 発災時における外部への名簿提供の範囲についてあてはまるものを全て選んでください。(MA)

①消防署、 ②保健所、 ③社会福祉協議会、 ④民生委員・児童委員協議会、 ⑤校区福祉委員会、
⑥その他()

- (9) 名簿提供時の条例がある場合その名称 ()

- (10) 名簿を活用して安否確認・避難支援を行った実際の事例があればその概略をご記入ください。

(誰が誰にどのような支援・確認を行ったのか、その際明らかになった課題など)

4. 個別避難計画についてお答えください。

- (1) 個別避難計画を作成しましたか。

①作成した (作成件数)件)、 ②作成予定・または作成中、 ③その他()

- (2) 個別避難計画の作成・運用に際して個人番号(マイナンバー)の活用予定はありますか。

①活用する、 ②検討中、 ③活用しない、 ④未定、 ⑤その他()

- (3) 個別避難計画の具体的な作成手順(作成予定の場合は現時点での予定)をご記入ください。

- (4) 個別避難計画の作成対象となる方の属性をすべてご記入ください。

- (5) 個別避難計画を作成するのはだれですか。(MA)

①行政、 ②相談支援事業所などの支援機関、 ③本人・家族、 ④町会・民生委員など近隣地域、
⑤社会福祉協議会(校区福祉委員会など)、 ⑥その他(

- (6) 個別避難計画の作成に際して、当事者や関係団体等による「地域調整会議」を組織していますか。

①稼働している、 ②会議体の結成を準備している、 ③検討中、 ④組織しない、 ⑤未定

- (7) 個別避難計画に基づく避難支援者をどのようにして確保しますか。

- (8) 個別避難計画に記載する事項は何ですか。(MA)

①氏名、 ②生年月日、 ③性別、 ④住所又は居所、 ⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由、 ⑦避難支援等実施者の氏名又は名称
⑧避難支援等実施者の住所及び電話番号その他の連絡先
⑨避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
⑩その他〔常備薬などの医療情報など〕()

- (9) 個別避難計画の作成にあたって、課題として考えておられることをご記入ください。

5. 避難所についておたずねします。

- (1) 発災時における収容避難所以外の避難場所について、お考えをご記入ください。(MA)

①在宅避難、 ②分散避難、 ③車中泊用駐車スペース、 ④その他()

- (2) (1)で②と回答された自治体について、分散避難先として考えられている場所をご記入ください。

- (3) 発災時に「1.5次避難所」(2次避難所に入るまでの一時的受入施設)の開設を準備していますか。

①確保している、 ②準備中、 ③開設について検討中、 ④未定、 ⑤その他()

- (4) 避難所(収容避難所)の設備整備状況

整備事項	整備済か所数	未整備か所数	特記事項
障害者用トイレ	か所	か所	
停電時に対応できる電源	か所	か所	
視聴覚障害者への情報提供機器	か所	か所	

★避難所の分類は下記の通りです。

- ① **収容避難所**／継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する。←設問対象
- ② **広域避難所**／大規模避難を要する際の十分な条件を有する公園や学校などの地域。
- ③ **一時避難所**／一時的に避難できる広場、公園、空地。

(5) 収容避難所内での要配慮者等に対応するための「福祉避難室」の設置を予定していますか。

- ① 予定している → 整備予定か所数()か所、 ② 予定していない、 ③ 未定

★**福祉避難室**とは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月)」による要援護者に配慮したスペース

(6) 「福祉避難室設置ガイドライン」(マニュアル等)を作成していますか。

- ① 作成済み、 ② 作成中・完成(年 月頃)、 ③ 作成する方向で検討中、 ④ 予定なし、
⑤ その他()

(7) 福祉避難室の収容対象者と福祉避難所の収容対象者について教えてください。

- ① それぞれ差別化し対象者を決めている(下欄に対象者像をご記入ください)、 ② 同じ、 ③ 未定

○福祉避難室の対象者／

○福祉避難所の対象者／

(8) 要配慮者等の避難を想定した収容避難所の開設訓練を行っていますか。

- ① 実施している、 ② 実施していない、 ③ その他()

(9) 収容避難所での要配慮者等への合理的配慮措置について計画されていることをご記入ください。

6. 福祉避難所(要援護者等を対象とする二次避難所)についておたずねします。

【用語の定義について】

★**協定福祉避難所**は、要配慮者を受け入れる特別な配慮がなされている避難所で、発災時に自治体と協定を締結した団体が開設する避難所。

★**指定福祉避難所**は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に定める、市町村が基準に適合すると判断した避難所であり、要配慮者等の円滑な避難につながるよう公示し、個別避難計画で避難先とした上で個別支援の準備を整えている、市町村が指定した避難所。

(1) 福祉避難所を指定(協定締結を含む)していますか。

- ① 指定している → ()カ所 ()人分、 ② 今後指定する予定、 ③ 指定していない、
④ その他()

(2) 指定福祉避難所を指定していますか。

- ① 指定している → ()カ所 ()人分、 ② 今後指定する予定、 ③ 指定していない

主要な指定福祉避難所の種別	主要な指定福祉避難所の受け入れ対象者像	収容人数
公的施設・福祉施設・その他		
公的施設・福祉施設・その他		
公的施設・福祉施設・その他		
公的施設・福祉施設・その他		
公的施設・福祉施設・その他		

- (3) 福祉避難所・指定福祉避難所の開設時期はいつですか

- (4) 福祉避難所・指定福祉避難所に整備する備品等の整備はだれがどのように行いますか。

- (5) 福祉避難所・指定福祉避難所への看護師の配置はだれがどのように行いますか。

7. 障害者など要配慮者等への防災対策に関して考えておられることや課題についてご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

★調査に添えてお願いしたいこと

- 貴自治体の防災に関するマニュアル・指針等で公表できるものがあればご送付ただければ幸いです。
また、貴自治体のホームページで公開されている場合はそのURLを下記にご記入ください

調査への回答は、Googlefoam または 回答用エクセルシートから行うことができます。

エクセルシートはhttps://osaka-srk.xtr.jp/?page_id=1623からダウンロードできます。

この調査についてのご質問・お問い合わせは下記までお願いいたします。

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 事務局

〒558-0011 大阪市住吉区茱田5-1-22 大阪障害者センター内

TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059

E-Mail shiomi@npo-osc.com

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

自治体番号	自治体名	避難行動要支援者への支援マニュアル																	基本法改正を反映したマニュアル														
		作成状況					対象者				記載場所				マニュアル作成上の工夫				マニュアル周知方法														
号		原	名称	途中	時期	なし	他	内容	職員	支団	配属	他	施設	別	他	文中	絵	ルビ	特性	図表	備考	他	内容	HP	広報	自治	報道	区民	説明	なし	他	内容	
1	大阪市	○	大阪市避難行動要支援者避難支援計画						○	○	○				○									○									
2	堺市	○	堺市災害時要援護者支援ガイドライン						○						○															○			
3	能勢町	○	避難行動要支援者避難支援プラン						○						○										○								
4	豊能町					○																											
5	池田市	○	避難行動要支援者の避難支援マニュアル						○						○	○	○	○												○		避難支援協議会等に対して周知(市内一部の地域)	
6	箕面市					○																											
7	豊中市	○	避難所運営ガイドライン等複数作成						○	○	○		○		○	○								○				○					
8	茨木市	○							○	○			○			○	○						○	○					○				やさしい日本語を用いたリーフレットを作成。英語版データを公開
9	高槻市	○							○				○				○							○						○		支援者向けにマニュアルを抜粋して作成した要援護者支援事業の取り組みの手引きや事例集を配布	
10	島本町						○	検討中																									
11	吹田市	○	吹田市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)						○	○	○				○									○				○					
12	摂津市						○	時期未定だが、作成予定																									
13	枚方市	○	枚方市避難行動要支援者名簿取扱いマニュアル						○				○									○								○			
14	交野市	○	交野市災害時避難行動要支援者支援プラン(全体計画)						○				○											○									
15	寝屋川市					○																											
16	守口市					○																											
17	門真市	○							○	○	○		○		○	○	○							○						○		意見聴取等をおこなった当事者団体へ配布	
18	四條畷市	○	四條畷市避難行動要支援者支援プラン(全体計画)						○	○			○		○	○	○							○					○				
19	大東市						○	各地域の地区防災計画及び個別避難訓練で対応																									
20	東大阪市	○	東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画						○	○	○		○				○							○									
21	八尾市	○	八尾市避難行動要支援者支援マニュアル						○				○		○	○	○							○	○	○		○	○				
22	柏原市	○	柏原市地域防災計画						○	○	○		○									○											各項目を分けて記載し、知りたい内容をすぐに調べられるよう工夫している
23	和泉市	○	避難行動要支援者支援 マニュアル【支援者用】						○				○		○	○										○		○					
24	高石市	○	高石市避難行動要支援者プラン						○				○				○														○		
25	泉大津市	○	泉大津市避難行動要支援者支援プラン						○													○											障がいの種類ごとに対応方法を区分けし記載。
26	忠岡町			○	2025年4月				○	○			○		○	○	○							○	○								
27	岸和田市	○	岸和田市避難行動要支援者支援プラン						○	○	○													○					○				
28	貝塚市	○	貝塚市避難行動要支援者支援プラン						○	○	○		○											○									
29	熊取町	○	熊取町避難行動要支援者支援プラン						○	○	○		○			○										○	○						
30	泉佐野市					○																											
31	田尻町					○																											
32	泉南市	○	泉南市避難行動要支援者避難行動支援プラン						○				○									○			○	○		○					書き、図を入れながら分かりやすく表示
33	阪南市					○																											
34	岬町					○																											
35	松原市	○	松原市避難行動要支援者支援プラン						○				○									○									○		職員向けのマニュアル
36	羽曳野市	○	災害時要援護者支援ネットワークづくりの手引き						○	○			○		○	○	○		○					○	○		○		○			手引き(冊子)を配布	
37	藤井寺市	○	支援者のためのハンドブック						○				○			○	○											○					
38	太子町					○																											
39	河南町	○	河南町避難行動要支援者避難行動支援プラン						○	○	○		○											○									
40	千早赤阪村						○	作成を検討中																									
41	富田林市						○	作成予定																									
42	大阪狭山市	○	大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン(全体計画)						○	○	○		○									○				○		○	○				HPで公開
43	河内長野市					○																											

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	基本法改正を反映したマニュアル 要配慮者避難指示伝達方法												総合防災訓練																
														実施したか 行なわなかった理由																
		HP	メール	FM	一斉	電話	有線	訪問	その他	長生	その他	内容	した	なし	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	他	内容			
1	大阪市	○	○	○	○	○							○		○											○	事前周知及び訓練中のSNS発信で「やさしい日本語」を用いている。			
2	堺市	○	○	○	○			○	○					○												○				
3	能勢町	○	○											○		職員に対する避難所運営訓練等は実施、総合防災訓練の規模ではない。									○					
4	豊能町													○												○				
5	池田市	○	○		○									○							○									
6	箕面市	○	○	○	○	○		○					○	○	○						○									
7	豊中市	○	○	○	○				○				○	○	○							○								
8	茨木市	○	○	○	○				○	○				○												○				
9	高槻市	○	○	○	○				○	○				○	○	緊急・災害情報伝達サービス：障害者、高齢者対象	○													
10	島本町	○	○		○								○	○		大雨警報により中止となった。		○												
11	吹田市	○	○	○	○	○							○	○	○	吹田市災害情報自動応答サービス	○									○				
12	摂津市															○										○				
13	枚方市	○	○	○	○				○				○	○	○			○			○	○				○	④、⑦については総合防災訓練とは別途実施、⑧については一部の方について決定している。			
14	交野市	○	○	○	○	○			○	○				○		別の形での訓練を行ったため										○				
15	寝屋川市	○	○		○									○												○				
16	守口市	○	○	○	○									○	○	○	地区を分けて自主防災訓練を行ったため													
17	門真市	○	○	○	○			○						○		隔年において実施しているため									○					
18	四條畷市	○	○		○									○												○	受付時の要支援者識別スカフの案内要領について訓練			
19	大東市													○							○									
20	東大阪市	○	○	○	○				○				○	○		○	総合防災訓練の代わりに体感型防災アトラクションを行ったため										○	総合防災訓練ではないが、地域の防災訓練時に避難行動要支援者名簿登録者へ参加呼びかけをするなど、名簿の活用方法を周知している。		
21	八尾市	○	○	○	○				○				○	○											○					
22	柏原市	○	○											○												○				
23	和泉市	○		○	○								○	○	○	○	要配慮者に問わず市全域に通知している	○									○			
24	高石市	○	○	○	○				○	○			○	○	○												○	案内の送付やホームページ・広報板等での周知		
25	泉大津市	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	防災アプリによる通知	○									○			
26	忠岡町	○	○	○	○	○										○	町民運動場が改修工事が行われていたため。									○				
27	岸和田市	○	○		○											○	防災情報自動配信サービス	○									○			
28	貝塚市	○	○		○											○	視覚障害者で希望者にJCOM防災情報サービス機器を配布	○									○			
29	熊取町	○	○		○											○	令和4年度に実践的かつ効果的な住民参加型訓練を実施し、次年度以降の開催は3年ごととしているため										○			
30	泉佐野市															○											○			
31	田尻町															○	2022年に実施											○		
32	泉南市	○	○	○	○											○	実施を予定していたが、天候不順のため中止になったから。											○		
33	阪南市															○	隔年で行っており、2022年度に総合防災訓練を行ったため													
34	岬町	○	○		○				○	○	○					○	人員が不足しているため											○		
35	松原市	○	○	○	○				○							○											○			
36	羽曳野市	○	○											○	○		行政としては市民全体に向けて一般的な避難情報の周知を行っている。	○												
37	藤井寺市	○	○	○	○											○	年間を通じて、水防訓練や避難所開設訓練等様々な訓練を実施しているため。											○		
38	太子町															○	総合訓練ではなく、非常参集訓練などを行ったため											○		
39	河南町															○												○		
40	千早赤阪村															○											○			
41	富田林市															○	防災に関する啓発活動として防災フェアを実施												○	
42	大阪狭山市	○	○	○	○				○	○						○	防災フェスという形でより多くの市民に楽しみながら防災に触れてもらうイベントを実施したため													
43	河内長野市															○	平成29.30年度に災害対応により中止になったことから、R1年度以降は総合訓練を廃止しており、地域住民による防災訓練に移行したため													

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	総合防災訓練に参加している要配慮者等														総合防災訓練			
		要配慮者	聴覚	視覚	知的	発達	精神	内服	難病	高齢	認知	延滞	予備	外国	他	内容	要配慮者の参加に向けた工夫	感染症防止のための留意点	
1	大阪市														○	市内在住、在勤の全ての方が対象	大阪府総合防災訓練における事前周知及び訓練中のX投稿において、「やさしい日本語」を使用した発信を実施している。	特になし	
2	堺市																本市の総合防災訓練は、例年近畿地方整備局と合同で消防、警察、自衛隊、海上保安庁などの行政と防災機関の連携による災害対応能力の向上を目的に実施しており、一般市民の立場での訓練参加はありません。	特にありません	
3	能勢町																		
4	豊能町																		
5	池田市		○												○	○	訓練場所に休憩スペースを配置	特になし。	
6	箕面市	○		○	○	○	○		○						○	○	○	全市一斉総合防災訓練では、小学校区ごとに地区防災委員会を設置し、安否確認・避難訓練のほか、各々の地域特性に応じた防災訓練となるよう、各地区防災委員会に運営を任せている。	アルコール消毒液やマスクを大量に備蓄をしているので、希望者にはこれらを配布するように行っている。
7	豊中市	○			○					○								自宅からの避難誘導の際、障害物等に気を付けながら安全に訓練を行った。	感染症対策を踏まえた避難所開設マニュアルを作成し、それに基づき訓練を行った。
8	茨木市																		参加の対象者を自主防災組織に限定することや対象地域を選んで実施している
9	高槻市														○	各地域において、要援護者名簿掲載者に声かけて参加を了承された方	要援護者の訓練参加を促す取り組みをされている地域の取り組みを事例集という形でまとめ、他地域の取り組みを促すよう参考にしていただいている。	消毒アルコールの配備、参加者各自において感染症対策を行うよう指示	
10	島本町														○	自主防災会に車いすに乗ってもらい、避難訓練を行った。			
11	吹田市														○	一般参加可能としているため、参加対象者を特段限定していない	屋外で実施する訓練であるため、事前に道路の整備を行ったり、当日の警備を事業者に委託するなど、様々な方が安全に訓練に参加できるよう取り組んでいる。	感染症の状況に応じて訓練を見合わせるなどの対応をとっている。	
12	摂津市																		
13	枚方市		○		○				○	○									マスクの着用や体調確認をはじめとする衛生管理。
14	交野市																		
15	寝屋川市																		特になし
16	守口市																		
17	門真市	○	○	○	○	○									○		訓練会場内に手話通訳者の配置や介助が必要な場合は、速やかに対応できるように配置している。	手指消毒、マスクの着用	
18	四條畷市																		手指の消毒液の準備
19	大東市														○		各団体・事業所等への参加の呼びかけ	感染症の流行状況に応じ、実施の判断を行っている	
20	東大阪市																		
21	八尾市														○	参加者の詳細な情報までは把握できていない	特になし	特になし	
22	柏原市																		
23	和泉市																		
24	高石市														○	未調査	・安全確保のため、市内の道路や踏切等に職員を配置。 ・自主防災組織に対して説明会を実施	手指のアルコール消毒への協力	
25	泉大津市									○							広報紙やホームページ以外に、小学校等へチラシを配布するなど多方面で広報を実施。また、訓練時には要配慮者向けの備蓄物資の紹介等を行っている。		
26	忠岡町																		
27	岸和田市																		
28	貝塚市																	手指消毒液を各場所に配置	
29	熊取町														○	決まりなし		手指消毒やマスクの着用、密集回避 など	
30	泉佐野市																		
31	田尻町	○			○														
32	泉南市														○	高齢者の方			
33	阪南市	○	○							○							要配慮者利用施設への声掛けを行った。		
34	岬町																		
35	松原市														○	住民全員の参加を促しており、属性ごとに集計はしていない		参加者全員に検温を実施した。	
36	羽曳野市																		
37	藤井寺市														○	参加者の詳細な情報は収集していない。	特になし	感染症の拡大等がある場合は、マスク着用や手指消毒等の基本的な感染対策の徹底を呼び掛ける。	
38	太子町																		
39	河南町																		
40	千早赤阪村																		
41	富田林市		○												○	○		開催規模の縮小や手指消毒等の徹底、密になりにくいレイアウト及びタイムスケジュールで実施する。	
42	大阪狭山市																		
43	河内長野市																		

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	避難行動要支援者名簿		
		済	未	
対象者				
対象者				
1	大阪市	○	○	
2	堺市	○	○	
3	能勢町	○	○	
4	豊能町	○	○	
5	池田市	○	○	
6	箕面市	○	○	
7	豊中市	○	○	
8	茨木市	○	○	
9	高槻市	○	○	
10	島本町	○	○	
11	吹田市	○	○	
12	摂津市	○	○	
13	枚方市	○	○	
14	交野市	○	○	
15	寝屋川市	○	○	
16	守口市	○	○	
17	門真市	○	○	
18	四條畷市	○	○	
19	大東市	○	○	
20	東大阪市	○	○	
21	八尾市	○	○	
22	柏原市	○	○	
23	和泉市	○	○	
24	高石市	○	○	
25	泉大津市	○	○	
26	忠通町	○	○	
27	岸和田市	○	○	
28	貝塚市	○	○	
29	熊取町	○	○	
30	泉佐野市	○	○	
31	田尻町	○	○	
32	泉南市	○	○	
33	阪南市	○	○	
34	岬町	○	○	
35	松原市	○	○	
36	羽曳野市	○	○	
37	藤井寺市	○	○	
38	太子町	○	○	
39	河南町	○	○	
40	千早赤阪村	○	○	
41	富田林市	○	○	
42	大阪狭山市	○	○	
43	河内長野市	○	○	

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	支援者名簿			避難行動要援護者名簿					
		作成方法			更新方法				更新頻度	
		関係	上げ	同意	下げ	定期	内容	不定期	他	内容
1	大阪市	○		○			介護保険・総合福祉・住民基本台帳システムデータから年2回名寄せ処理をし、年1回以上名簿情報の更新を行う。	○	年1回	
2	堺市	○		○			関係機関共有方式については、3(2)の対象者を障害、介護、住民基本台帳等の各システムデータから年4回名寄せ処理している。同意方式については、新たに対象になられた方等に対してダイレクトメールを送付し、名簿登録の同意があった方を追加し更新している		○	関係機関共有方式：データ更新(年4回)、紙に印字した名簿の更新(年1回)・同意方式：紙に印字した名簿の更新(年1年)
3	能勢町		○	○			3年毎に民生委員児童委員により作成される福祉マップに介護認定等行政が保有するデータを加える形で策定している	○	3年1回	
4	豊能町	○					新規抽出の上、既データとつごうします	○	年1回	
5	池田市	○		○			避難行動要支援者情報管理システム	○	年1回	
6	箕面市	○			○		福祉部局の情報から名簿登録条件に該当するものを抽出	○	年1回	
7	豊中市	○	○				日次で住基連携、月次で福祉連携をしている			○ 上記のとおり
8	茨木市	○	○				関係機関共有方式は、住民基本台帳と連携したシステムにより随時更新。手上げの希望も随時受け付け。紙媒体による出力の更新は年に1回	○	年1回	
9	高槻市	○	○	○			2か月ごとに長寿介護課及び障がい福祉課からの最新要援護者データに基づき、名簿提供同意の確認を得た上で、紙媒体の名簿を作成し、市職員により名簿を更新している	○	年6回	1年に6回(行政関係)、2回(名簿提供団体)
10	島本町		○				死亡者、転出者のチェックを毎年行っている	○	年1回	
11	吹田市	○	○	○			住民基本台帳システム、各種福祉システムと情報連携を行い対象者を更新 年2回 新規対象者に対して同意確認を行い、名簿を更新	○	年2回	
12	摂津市		○	○			住民基本台帳システム及び各種福祉システムのデータと突合し、更新している	○	半年1回	
13	枚方市				○			○	年1回	
14	交野市		○				地区において手帳と個別訪問により新規登録希望者や削除者を把握し更新を行っている(例 外あり)。また、死亡・転出・転居は市が住基情報と突合させて把握し更新している		○	
15	寝屋川市				○			○	年1回	
16	守口市		○	○			毎年12月1日を基準日とし、更新	○	年1回	
17	門真市	○	○	○			福祉部局から登録者名簿データ提供を受け更新している	○	年1回	
18	四條畷市				○		新たに避難行動要支援者の対象となった方と、これまで同意不同意の意向を表明されていない方に同意書を郵送し、意向確認をしている。また、既に意向を表明している方から情報の更新依頼があればその都度更新している。なお、住民基本台帳を確認し、死亡や転居の確認も行っている	○	年1回	
19	大東市				○		約5年に1回、該当する方へ文書を送付し、変化事項を確認。それ以外の年は新規希望者・転出者等の修正を実施	○	年1回	
20	東大阪市				○		名簿の配布先を訪問するなどして更新している	○	年1回	
21	八尾市				○		3(2)の条件に合致する対象者を、市所有の情報より抽出し、名簿を作成する	○	年1回	
22	相原市	○		○						
23	和泉市		○	○			年に1度(7月頃)、説明会を開催し、その説明会内で名簿の更新を行う。その後、12月頃に追加があれば、追加分の名簿を各支援者へ配布する。関係各課から年に2回、情報提供されるデータを基に対象者を登録。手上げ方式については、随時登録を行う。登録のある要支援者に対して、同意確認を行い、同意のあった要支援者のみ名簿作成を行う。3年に1度、登録されている要支援者すべてに文書を送付し、現況確認を行う	○	年2回	
24	高石市		○	○			福祉部局の情報や住民基本台帳等を突合して抽出	○	年1回	
25	泉大津市	○	○	○			市の広報紙で周知後、対象者へ申請書を郵送、返送された申請書を基に名簿を更新している。また、自治会や民生委員等の支援者から名簿更新時に情報を提出していただく。平常時の見守り等の中で、民生委員や町会が、「入所された」「連絡先が変わった」等の情報を得た場合、市に連絡をいただき、本人等に確認した上で変更	○	年1回	
26	忠岡町				○		新規対象者を抽出し、案内文書を送付している	○	年1回	○ 今後、システムを導入後は、更新頻度を増やす予定
27	岸和田市		○	○			新たな対象者の抽出を行い、避難行動要支援者支援制度の案内及び同意書を送付する。同意書を得られた人をも名簿に追加し更新した名簿を避難支援者等関係者へ配付する	○	年1回	
28	貝塚市				○		一度同意した方は変更の申し出がない限り自動更新する旨、同意を得ているのでそのまま更新。新たに要件に該当した方には、同意方式で名簿への登録を行う	○	年1回	
29	熊取町	○					関係機関共有方式	○	年1回	
30	泉佐野市				○		旧名簿と新名簿を交換	○	年1回	
31	田尻町				○		障害・介護の担当者からの情報提供により作成	○	年1回	
32	泉南市		○	○			毎年、新規対象者及び未回答者に郵送にて同意確認を行い更新	○	年1回	
33	阪南市		○	○			住民基本台帳で確認	○	年1回	
34	岬町				○			○	年1回	
35	松原市	○		○			担当部局に対象者の情報を提供してもらい名簿に反映させる	○	年1回	
36	羽曳野市	○		○			毎月、月初に住基・介護及び障害のシステムと突合し更新している。その他、要介護者の身体状況や緊急連絡先等に変更があった場合は、本人より変更届を提出していただく。平常時の見守り等の中で、民生委員や町会が、「入所された」「連絡先が変わった」等の情報を得た場合、市に連絡をいただき、本人等に確認した上で変更		○	毎月月初にシステム突合による更新(年12回)、地域に提供している名簿の更新(年1～2回)、その他本人申し出による変更(随時)
37	藤井寺市	○		○				○	年2回	
38	太子町		○				毎年4月に死亡者を住民基本台帳で確認し、連絡先等に変更がある等、申し出があった場合は都度更新している	○	年1回	
39	河南町				○		登録対象者全員に送付を行い、本人の同意があった対象者の内容を、エクセルファイルにて毎年更新する	○	年1回	
40	千早赤阪村				○		同意方式	○	年1回	
41	富田林市	○	○				既存の名簿搭載者へ郵送にて緊急連絡先、かかりつけ医等の更新などを確認。介護程度等を確認し、新規名簿搭載者を抽出。郵送にて緊急連絡先、かかりつけ医等を確認。	○	年2回	
42	大阪狭山市		○	○			住民基本台帳との突合により、死亡・転出を反映している。また、新たな名簿登録希望者については随時受け付けている他、民生委員・児童委員による情報収集も行っている	○	年1回	
43	河内長野市		○	○			年に一度、新たに対象になった方へ申請書を送付し、申請内容を登録する。また、更新時期以外での申請や、自ら名簿への掲載を希望している方がいた場合は、随時申請内容を登録する	○	年1回	○ 申請があった場合

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	避難行動要保護者名簿									
		管理担当者				部署		部署			
		防災	福祉	消防	保健	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉
1	大阪市	○	○	○				○	自主防災組織		
2	堺市	○	○	○	○	区役所(区災害対策本部所管課、地域福祉課、保健センター)		○	自治連合協議会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員		
3	能勢町	○	○		○			○	民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、消防団、自治会		
4	豊能町							○	民間(行政連絡協議会、民生委員児童委員協議会)		
5	池田市	○	○								
6	箕面市	○	○	○	○	警察署、消防団、社会福祉協議会		○	民生委員・児童委員、地区防災委員会、自治会		
7	豊中市	○	○	○							
8	茨木市		○								
9	高槻市	○	○	○				○	民生委員児童委員協議会・地区福祉委員会・地区コミュニティ組織		
10	島本町	○	○								
11	吹田市	○	○	○							
12	摂津市	○									
13	枚方市	○	○	○	○	警察		○	自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会		
14	交野市		○	○				○	各地区		
15	寝屋川市	○	○	○	○	警察					
16	守口市	○	○	○	○	警察					
17	門真市	○	○					○	民生委員		
18	四條畷市		○	○	○	大阪府警本部		○	民生委員・児童委員、四條畷市社会福祉協議会、自主防災組織、地区福祉委員会、地区の代表(地区会長、自治会会長等)、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター及び避難支援者		
19	大東市	○	○	○	○	警察		○	民生委員・自主防災組織等		
20	東大阪市		○	○	○	福祉事務所、学校		○	民生委員、校区自治連合会長、単位自治会長、校区福祉委員長、校区福祉副委員長、社会福祉協議会		
21	八尾市	○	○	○	○	警察署					
22	柏原市		○								
23	和泉市		○	○	○	警察署					
24	高石市	○	○	○	○	警察署		○	自主防災組織・自治会・民生委員児童委員・社会福祉協議会		
25	泉大津市	○	○	○	○	警察署		○	社会福祉協議会、民生児童委員、福祉委員、自治会、自主防災組織		
26	忠岡町	○	○					○	自主防災組織		
27	岸和田市	○	○	○	○	警察署		○	町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地域福祉委員会、社会福祉協議会		
28	貝塚市		○								
29	熊取町		○	○	○	大阪府警察		○	自治会、民生委員児童委員協議会		
30	泉佐野市	○	○	○	○	警察		○	社会福祉協議会		
31	田尻町		○								
32	泉南市	○	○					○	区・自治会、自主防災組織、民生委員(協定締結をしている団体、人物のみ)		
33	阪南市	○	○								
34	岬町	○	○	○				○	自治区。民生委員、社会福祉協議会		
35	松原市	○	○								
36	羽曳野市		○	○				○	町会の区長等		
37	藤井寺市	○	○	○	○	警察(同意者名簿のみ)		○	社会福祉協議会、地区自治会		
38	太子町		○					○	社会福祉協議会、消防団、町会長等、民生委員		
39	河南町	○	○					○	地区区長、自主防衛組織		
40	千早赤阪村	○	○		○	警察署		○	各地区の自主防災組織		
41	富田林市	○	○					○	民生委員児童委員、市と協定を結んだ自主防災組織、町会等		
42	大阪狭山市	○	○					○	自主防災組織、民生委員・児童委員		
43	河内長野市	○	○	○				○	河内長野市社会福祉協議会/民生委員・児童委員		

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	避難行動要支援者名簿									
		平時の支援者への名簿提供 工夫していること					外部への名簿提供範囲				
		消防	保健	福祉	民生	福祉	他	機関名			
1	大阪市	・提供先の避難支援体制及び個人情報管理体制の確認を行う、・要支援者の同意を得る、・提供データは本人の基礎情報である氏名・住所・性別・電話番号及びその他連絡先に限定する、・文書で提供する					○	○	○	○	○ 自主防災組織
2	堺市	同意方式の名簿について、自治連合協議会・校区福祉委員会・自主防災組織へは小学校区ごと、民生委員への民生委員の担当区域ごとに名簿を提供している。					○	○	○	○	○ 自治連合協議会、自主防災組織
3	能勢町						○	○	○		
4	豊能町	協定により紙ベースで提供(更新時)					○	○		○	○ 大阪府警、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者
5	池田市	市内一部の地域において、避難支援協議会等と協定締結し提供								○	○ 災害時における提供の範囲に制限なし
6	箕面市	前記(6) 紙媒体で提供					○	○	○	○	
7	豊中市						○	○	○	○	○ 自主防災組織等
8	茨木市	管理のための専用ファイルを作成					○	○	○	○	
9	高槻市	民生委員児童委員へは、担当地区ごとに手渡しで提供し、地区福祉委員会及び地区コミュニティ組織へは活動拠点施設に名簿保管庫を設置して更新している。					○		○	○	○ 地区コミュニティ組織、その他必要に応じて判断している
10	島本町							○	○	○	○ 協定を締結した自主防災会、自治会
11	吹田市	前回名簿からの追加・削除の情報を記載して提供している。					○	○	○	○	○ 警察、自衛 隊
12	摂津市	民生委員を通じて、覚書を締結している自治会への提供					○	○	○	○	○ 自主防災組織、自衛隊、警察等
13	枚方市						○	○	○	○	○ 警察、自主防災組織
14	交野市						○	○	○		
15	寝屋川市								○		
16	守口市	年1回名簿を更新し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防本部、警察、自主防災組織に提供している。提供する際には各組織の役員等を連任する場合は必ず名簿を返却することを伝え、受領証と引き換えに渡している。					○	○	○	○	○ 自主防災組織
17	門真市						○		○		
18	四條畷市						○	○	○	○	○ 自主防災組織、地区の代表、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター
19	大東市									○	○ 避難・安否にかかわる団体等
20	東大阪市	平時から地域の避難支援等関係者に身体の状態などの情報を提供することについて、同意された方を名簿にし、提供している。					○	○	○	○	○ (6)に記載した配布先及び自主防災組織
21	八尾市	同意確認の取れた方のリストを作成して、希望する校区まちづくり協議会へ提供している。※校区まちづくり協議会・・・小学校区単位に構成されている地縁団体					○	○	○	○	○ 校区まちづくり協議会、警察署
22	柏原市							○	○		
23	和泉市	名簿提供を行う際に、名簿の取扱いや活用方法を伝える説明会を開催している。							○	○	○ 町会、自治会
24	高石市	・避難行動要支援者名簿の中から、情報提供の希望があった方を対象に支援者等に提供する。・名簿の提供を受けた支援者等 には、高石市避難行動要支援者に関する誓約書兼受領書に署名し提出いただく。					○	○	○	○	○ 警察署、自治会、自主防災組織
25	泉大津市	紙ベースにて手渡し					○	○	○	○	○ 警察署、自治会、自主防災組織
26	忠岡町							○	○	○	
27	岸和田市	見守り活動等に使用しやすいように、一部情報を省略した名簿もあわせて配付している					○	○	○	○	○ (6)に記載の者+消防 団、水防団、地区市民協議会
28	貝塚市							○	○	○	
29	熊取町						○	○	○	○	
30	泉佐野市	特になし					○	○		○	○ 警察
31	田尻町								○		
32	泉南市									○	○ 平時と同じ
33	阪南市							○	○	○	
34	岬町						○	○	○	○	○ 自治区
35	松原市							○	○	○	○ 消防団、町会、自主防災組織、地区福祉委員
36	羽曳野市	外部提供について本人同意を得た方の分を「要支援者台帳」として作成し、各小学校区毎に民生委員や校区福祉委員会、区長等の集会時に合わせて制度について説明し、理解を得た上で支援者となる地域住民等に持っていたい。 (各小学校区において年1～2回程度の頻度で台帳を更新/個人情報 の取り扱いについては、台帳の管理計画書を作成し、保管者や保管先等を管理している。					○	○	○	○	○ 町会の区長等
37	藤井寺市	紙媒体で提供。これに加え消防へは電子データにより提供。								○	○ 平時の提供先と同じ
38	太子町							○	○		
39	河南町								○		
40	千早赤阪村	なし								○	○ 特に定めていない
41	富田林市	平常時より名簿登録情報の提供に同意を得られた者について、上記に名簿を提供。⑥その他については、該当する地域の分のみを提供								○	○ 災害時に必要と判断される範囲
42	大阪狭山市						○	○		○	○ 警察
43	河内長野市						○	○	○	○	○ 自治会、自主防災組織、消防団

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	避難行動要援者名簿		個別避難支援計画						
		条例名	実施事例	した	作成 件数	進捗 率	マイナ活用 率	確認 済	未確認	未定
1	大阪市			○	15,870					○
2	堺市		新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた外出自粛が続く中、高齢者や障害者等のうち、災害時の避難に支援を要する方々等に対して、民生委員による生活状況や安否の確認を行った。	○	199					○
3	能勢町					○				○
4	豊能町			○	1					○
5	池田市		なし	○	649					○
6	箕面市	箕面市災害時における特別対応に関する条例	なし			○			○	
7	豊中市					○			○	
8	茨木市		市職員、介護事業所、民生委員・児童委員などが、名簿掲載者に地震発生後の安否確認を行った。その際、情報共有が十分に行われず、複数回安否確認を行った事例があった。	○	7			○		
9	高槻市	なし	大阪北部地震において、行政機関で要援者名簿の掲載者の安否確認を電話等で実施。また民生委員児童委員も地域の協力を得て、要援者の安否確認を実施し、市へ報告。課題／名簿記載の住所に不在であったり、電話番号が使われていない等、名簿記載情報が現状と異なる要援者の安否確認に時間を要した。また、確認状況の共有が図り切れず、同一の要援者に複数人が安否確認を実施し、混乱を招く面があった	○	127					○
10	島本町		平成30年の大阪北部地震の際は、民生委員に、名簿登録者に安否確認の電話をしてもらった。	○	5					○
11	吹田市			○	821					○
12	摂津市					○				○
13	枚方市		自治会において、旗の掲揚による安否確認後、避難所までの同行避難訓練を実施。	○	8					○
14	交野市			○	2					○
15	寝屋川市		大阪北部地震の際に民生委員を通じて安否確認を行った。	○	1					○
16	守口市		なし	○	1					○
17	門真市					○			○	
18	四條畷市		風水害等、事前に避難が必要と予想される場合に、避難行動要支援者名簿を用いて市職員が電話にて避難の呼びかけを行った。	○	3			○		
19	大東市			○	44					○
20	東大阪市			○	23					○
21	八尾市			○	4,897					○
22	柏原市					○				○
23	和泉市			○	895					○
24	高石市			○	5			○		
25	泉大津市	なし	自治会、自主防災組織が避難訓練時に名簿を活用し、ポスティングを実施した。(実際、訓練に参加して欲しいところではあるが、障がい等により参加が困難なため、ポスティングで訪問したと伝えることで安心感を与えるため)			○				○
26	忠岡町					○			○	
27	岸和田市			○	3					○
28	貝塚市					○				○
29	熊取町			○	290					○
30	泉佐野市		特になし			○				○
31	田尻町			○	73					○
32	泉南市	泉南市地域支え合い活動推進条例		○	14					○
33	阪南市					○				○
34	岬町			○	10					○
35	松原市			○	244					○
36	羽曳野市		台風の際に、民生委員の方が声かけや避難所への避難支援を行ってくださった例がある。	○	1					○
37	藤井寺市		事例なし	○	998					○
38	太子町			○	72					○
39	河南町					○				○
40	千早赤阪村	なし	村が高齢者等避難を発令し、支援者が高齢の要支援者の避難を支援したが、到着後、自身は帰宅したので要支援者もそのまま避難所にいることを拒否し、ともに帰宅してしまった。	○	213					○
41	富田林市			○	83					○
42	大阪狭山市					○				○
43	河内長野市		民生委員の方が新規名簿登録者の元へ訪問し、伝言箱を直接手渡しして確認している			○		○		

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	個別避難支援計画
		具体的な作成手順
1	大阪市	同意を得られた要支援者の情報を地域へ提供し、区役所と連携しながら地域が個別避難計画を作成する。
2	堺市	避難行動要支援者一覧表に掲載された方のうち、ハザードの状況や心身の状況などから優先度が高い方を抽出し、福祉専門職をはじめとした関係者と連携し作成に取り組んでいる。
3	能勢町	
4	豊能町	要支援者から同意確認を得て作成し、福祉施設と町(防災部局、福祉部局)が連携し作成
5	池田市	避難支援協議会で作成
6	箕面市	①避難行動要支援者名簿登録者のうち、優先作成対象者(ハザードエリア内居住、医療的ケアの有無などから判断)について、R6年度中に作成予定。 ②上記、優先作成対象者以外については、今後検討。
7	豊中市	1.優先対象者宛に作成に関する状況確認兼意向確認書を郵送。2.ケアマネジャー等の作成支援者によって計画を作成(作成支援者がいない場合は行政職員で作成) 3.関係者・関係機関で計画内容の共有
8	茨木市	市職員や普段関わっておられる支援者(専門職)が訪問、聞き取りを行い、後日、聞き取った内容を整理して計画を作成。 ※現時点では試行的に実施しているため、今後、作成手順の検討を行う必要があると考えている。
9	高槻市	①防災部局と連携し、地域の関係者・関係団体が参画する防災ワークショップを各地域で開催し、コミュニティタイムライン等を作成する中で、避難行動要支援者の支援の検討を行うなど、個別避難計画作成に向けた気運醸成を図る。②災害時要援護者名簿を受領している地域に対して、市で基礎情報を印字した計画様式を提供し、単位自治会等(支援者)にて作成した計画を市及び地域で管理する。③災害時要援護者名簿提供時に合わせて、新規対象者の様式提供及び作成済の計画を確認の上、更新する。 ※現状は連合自治会等を主体として、作成を進めている。
10	島本町	あらかじめ支援者と面談の日程調整を行い、面談前に、関係者打ち合わせを行ってから面談を行う。面談後、個別避難計画の案を本人に確認してもらう。
11	吹田市	①個別避難計画の様式を提示したうえで、本人や家族・親族による作成を基本として取り組みを進める。②名簿登録要件のうち、障がいや介護要件のある者については、本人等の作成同意を得たうえで、福祉専門職による作成支援を行う。(吹 田市個別避難計画 作成支援事業実施)
12	摂津市	避難行動要支援者の中でもより支援が必要な方を優先に関係機関及び家族と協議を行いながら作成を進めている。
13	枚方市	支援者に対し、個別避難計画策定の必要性等を説明。その後、要支援者に対し説明会を実施し策定
14	交野市	1.計画作成対象者の選定 2.対象者への計画作成協力のお願い 3.計画作成対象者への聴き取り、避難支援者のマッチング、計画書の記入 4.計画書完成 5.防災訓練実施 6.訓練結果の検証、フィードバック
15	寝屋川市	本市の難病指定されている要配慮者優先順位をつけ選別し、順次作成している。
16	守口市	作成した1件については、個別避難計画の様式の作成も目的とし、防災担当部、福祉担当部、保健所で連携し、取り組んだ。今後は作成した様式を基に、優先順位等、より詳細な作成手順を検討する予定。
17	門真市	避難行動要支援者名簿に掲載されている方で本人(本人の意思表示が困難な場合は家族)から同意を取れる方で、まずは1名作成するため、関係機関と調整し作成対象者を選定。並行して、受入れ先(障がい者施設や高齢者施設など)の受け皿の確保、移送手段としての車両を確保、避難行動支援者の確保を行う予定。
18	四條畷市	①避難支援等関係者の中で誰がどの避難行動要支援者宅に訪問するかを決める。地域で集まる場所や安全な場所を確認する。②避難行動要支援者宅に「お知らせ(事前訪問案内)」を投函する。③避難行動要支援者に電話等で連絡した上で訪問の日を決める。避難訓練などに案内を持参するなど、機会があるときに訪問するように努める。④訪問、聞き取りにより個別避難計画を策定する。⑤完成した個別避難計画をまとめて市に提出。市はご本人分、当該地区の避難行動要支援者名簿(以下名簿という)管理者分をコピーして配布。⑥コピーされた個別避難計画は避難行動要支援者名簿に綴じて管理する。また、個別避難計画のコピーをご本人にお渡しし、非常時持ち出し袋等にいれて保管していただくよう伝える。⑦名簿更新の度に新しく名簿に記載された人に①～⑥の手順で個別避難計画を策定する。また、死亡や転出、希望により名簿に記載されなくなった避難行動要支援者の個別避難計画のコピーは、市に返却する。
19	大東市	福祉専門職が作成し、市へ提出している。
20	東大阪市	担当福祉専門職(ケアマネジャー等)が本人や家族等から避難支援等に必要内容を聞き取り、計画の素案を作成する。素案作成時、避難支援者として地域の関係者を要望された場合は、必要に応じて、調整会議を開催し具体的な避難計画の検討を行う。 ■調整会議参加者(例)本人や家族、地域関係者、福祉専門職、社会福祉協議会職員、市職員等
21	八尾市	同意確認を郵送で行う際に、避難行動要支援者自身に個別避難計画を記入しいただく。
22	柏原市	・現在作成中事業にあつては難病患者者に関して保健所にして同意をとってもらった後担当課にて作成している。・区長等にアンケートにて希望調査してもらった後担当課にて作成
23	和泉市	避難行動要支援者の内、平時から地域の支援者への情報提供に同意がある人に、作成用紙を送付。本人及び家族にて記入を行い、不足部分については、地域の支援者や福祉関係機関、市が関り作成を行う。
24	高石市	・市内にワーキンググループを立ち上げ、福祉部局と作成推進体制を構築。・社会福祉協議会に業務委託し、居住地の災害リスクを踏まえ、優先的計画作成対象者に 対し、作成を行う。
25	泉大津市	登録者に対して改めて個別避難計画の作成依頼を送付している。
26	忠岡町	対象者の重症度に応じて、作成者を決める。(セルフプラン、自治会等が作成、福祉専門職)
27	岸和田市	避難行動要支援者名簿に登録いただいている者に個別避難計画作成及び平常時から情報提供についての同意書を送付し、本人より記入、返信をいただく。その際に「本人又は本人家族」で作成するか、本人を担当する福祉専門職に作成を依頼するかを意見をもらう。その後、計画書に必要項目の記入をいただき、市へ提出する
28	貝塚市	計画の作成に同意された者に個別避難計画作成書類を返信用封筒を同封し、送付。提出された個別避難計画は、本人や各地域における避難支援等関係者へ提供。またハザードマップの危険区域に住む者については、福祉専門職や行政の作成支援を行う予定。
29	熊取町	同意のあった避難行動要支援者の 名 簿を 避難 支援等関係 者 に 提供 し、避難 支援等 関係者 が 中心 となつて町 村 へ 提 供 された 名 簿 情報 に 基 ついて 作成 する。 ※ 避難 支援等関係 者 (自 治 会、自主 防 災組織、民生 委員 児童 委員 協 議会、社会 福祉 協 議会、地区 福祉 委 員 会、泉 州 南 消防 組 合、消防 団、大 阪 府 警 察、その他 町 長 が 認 め た 団 体 南 消防 組 合、消 防 団、大 阪 府 警 察、その他 町 長 が 認 め た 団 体)
30	泉佐野市	検討中
31	田尻町	名簿作成後、対象者あてに通知し、同意をいただいた方宅へ民生委員が訪問し、計画を作成する
32	泉南市	名簿を受け取っている地域の支援団体が要支援者の自宅に訪問するなどして情報を聞き取り、個別避難計画の様式の項目を埋めていくかたちで作成する。
33	阪南市	
34	岬町	特に決まっていない
35	松原市	【要介護認定3級以上の方】①市が対象者に意向確認を行う。②作成を希望した方に対して市から対象者本人に様式を送り、対象者本人からケアマネに作成を依頼してもらう。③ケアマネが作成した計画を対象者本人に渡し、市に提出。④市が報償費を支払う。【身体障害者手帳2級以上・療育手帳Aの交付の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方】①市が対象者に意向確認を行う。②作成を希望した方に対して市から対象者本人に様式を送り、ケアマネや相談支援専門員が持っている方はケアマネや相談支援専門員に作成を依頼、していない方は対象者本人または市職員が作成。③作成した計画を市に提出。④ケアマネや相談支援専門員が作成した場合、市が報償費を支払う。【難病の方】①市が対象者に意向確認を行う。②作成を希望した方に対して市が本人に聞き取りを行い計画を作成。③作成した計画を本人に渡す。
36	羽曳野市	①名簿の提供に同意を得られた方に対し、個別避難計画の作成について案内 ②作成の意思がある場合、まずは本人・家族・避難支援者等で作成していただき、記入した用紙を市に提出 ③市に提出されたものを確認し、作成支援が必要な方には個別に対応し完成させる ④市の避難支援システムに登録し、システムから帳票(個別避難計画)を印刷。本人と避難支援者にお渡しする。
37	藤井寺市	避難行動要支援者支援制度に関する名簿情報提供の同意書に記載された事項に基づき計画を作成する。
38	太子町	避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の様式にそって必要な情報を聞き取り、自宅を訪問し家屋も見取り図を作成する。
39	河南町	具体的な手続きを検討中。
40	千早赤阪村	①「個別避難計画作成同意書」とともに計画フォーマットのうち、要支援者に係る部分を記入してもらい、表面を完成する。②当該地区の要支援者全員の表面が完成したならば、一括して地区防災組織に手交し、地区防災組織として支援者及び支援要領(避難経路・避難所の場所等)に係る部分を記入してもらい、表面を完成する。
41	富田林市	基本的にはセルフプランである。一例として保健所など支援関係者が要支援者本人及びその家族等に個別避難計画について案内し、計画作成を希望された要支援者及びその家族等が、緊急時の支援者を選定し、関係者と話し合いをしながら、所定の様式を作成する。
42	大阪狭山市	
43	河内長野市	検討中

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番 号	自治体名	個別避難支援計画
		作成対象となる方の属性
1	大阪市	避難行動要支援者名簿登録者
2	堺市	身体障害者手帳(1・2級)所持者(免役障害除く)・療育手帳(A)所持者・精神障害者保健福祉手帳(1級)所持で独居の方・要介護認定が「要介護3」以上の方・70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援1・2又は要介護1・2」の方・緊急通報装置登録者(高齢者・障害者)・特定医療費(指定難病)受給者
3	能勢町	
4	豊能町	・要介護認定3～5を受けている方、・身体障害者手帳の総合級で1級又は2級を所持する者む、療育手帳Aを所持する者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、・難病患者(障害者総合支援法による町の給付を受けられている方)、・上記以外で町長が支援を必要と認める者
5	池田市	要介護認定3～5を受けている方、身体障害者手帳1・2級を所持する方、療育手帳Aを所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方、80歳以上の高齢者のみで構成する世帯の方、他、市が支援を必要とすると認めた方
6	箕面市	・要介護1又は2の認定を受けており、かつ独居の者　・要介護3、4又は5の認定を受けている者　・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者　・療育手帳Aの交付を受けている者　・生後6か月までの乳幼児
7	豊中市	・要介護度4～5　又は　身体障害者手帳1級(個別等級)・単身世帯・風水害における浸水想定区域　又は　土砂災害警戒区域に居住・居住階が2階以下・自力避難が困難で近所に避難支援をしてくれる方がいない　以上の全てに当てはまる方
8	茨木市	避難行動要支援者名簿登録者
9	高槻市	名簿登録対象者。※淀川破壊等、被害最大想定の場合、同意者の9割がハザード区域に居住
10	島本町	避難行動要支援者名簿の登録者
11	吹田市	名簿登録者(①身体障がい者手帳「1級」又は「2級」の方、②療育手帳「A」の方、③精神障がい者保健福祉手帳「1級」の方、④要介護認定「要介護3～5」の方、⑤75歳以上の独居の方、⑥75歳以上のみの世帯の方、⑦その他、避難をするうえで何らかの支援が必要な方
12	摂津市	避難行動要支援者名簿登録者の内、同計画の作成に同意されている方
13	枚方市	3(2)に記載の避難行動要支援者名簿登録者。
14	交野市	避難行動要支援者名簿に掲載されている方　1)介護保険の要介護認定3から5の認定を受けた方、2)身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)、3)知的障がい児・者(療育手帳A判定)、4)精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)、5)65歳以上で一人暮らしの方、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、6)その他災害時に特別な支援が必要な方　※支援できる親族が同居、近居されている方は除く。上記の方のうち、計画作成(更新・地域)の支援者への情報提供について同意された方
15	寝屋川市	避難行動要支援者名簿と同様
16	守口市	・避難行動要支援者名簿に登録のある方、・要介護認定3～5を受けている者、身体障害者手帳1・2級(総合等級)を所有する者、療育手帳Aを所有する者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受けている難病患者、その他市長が支援の必要を認めた者(災害時要援護者名簿管理登録者を含む)
17	門真市	避難行動要支援者名簿に掲載されている方で本人(本人の意思表示が困難な場合は家族)から同意を取れる方
18	四條畷市	避難行動要支援者名簿の掲載に同意を得た避難行動要支援者の内、個別避難計画策定を希望した人
19	大東市	※避難行動要支援者名簿と同じ
20	東大阪市	次のいずれか1つ以上に該当する者　・要介護3以上、・身体障害者手帳1級(内部障害のみは除く)、・精神障害者保健福祉手帳1級、・療育手帳A(重度)
21	八尾市	3(2)の条件に同じ
22	柏原市	
23	和泉市	避難行動要支援者の内、平時から地域の支援者への情報提供に同意がある人
24	高石市	ア 要介護認定3～5を受けている方、イ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)、ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者、エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者、オ 市の生活支援を受けている難病患者、カ 高石市災害時要援護者支援制度実施要綱第2条第1号から第6号に定める範囲内において、本市災害時要援護者登録台帳に登録されている者、キ 上記以外で市長が支援の必要を認めた者
25	泉大津市	①介護保険要介護者3・4・5の人 ②身体障がい者1・2級の人 ③知的障がい者(療育手帳A)の人 ④精神障がい者保健福祉手帳1級の人 ⑤生活保護受給世帯で災害発生時に援護が必要の人 ⑥乳幼児(ひとり親家庭で就学前児童が2人以上の世帯)の保護者とその子 ⑦上記以外で本人からの申し出または市が災害時に支援が必要と認めた人
26	忠岡町	名簿対象者
27	岸和田市	避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、作成、提供に関し、同意をいただいた者
28	貝塚市	避難行動要支援者名簿登録者で作成に同意した者
29	熊取町	3―(2)と同じ
30	泉佐野市	名簿の登録対象者と同じ
31	田尻町	・要介護認定3～5の認定を受けている方・身体障害者手帳1・2級を所持している方(内部疾患を除きます)・療育手帳Aを所持している知的障害者の方・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している単身の方
32	泉南市	名簿登録対象者は全て
33	阪南市	
34	岬町	
35	松原市	①要介護認定3以上の方、②身体障害者手帳2級以上・療育手帳Aの交付の方、③精神障害者保健福祉手帳1級の方、④難病患者の方、⑤その他災害時の避難に支援が必要な方
36	羽曳野市	①身体障害者手帳(1級、2級)の交付を受けている方、視覚障害の方、聴覚障害の方 ②療育手帳(A)の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 ④障害者手帳をお持ちで一人暮らしの方 ⑤要介護3以上の方 ⑥65歳以上の一人暮らし、75歳以上のみの世帯の方 ⑦昼間のみ⑥の状態になる方 ⑧特定疾患、小児慢性特定疾患医療助成認定を受けている難病患者の方 ⑨その他災害時の避難に支援が必要な方
37	藤井寺市	・要介護3～5の認定を受けている人、・身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種に該当する人、・療育手帳Aに該当する人、・精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人、・上記以外で市長が支援の必要を認めた人
38	太子町	避難行動要支援者名簿の対象者と同じ
39	河南町	検討中。
40	千早赤阪村	避難行動要支援者名簿に登録されている方
41	富田林市	避難行動要支援者
42	大阪狭山市	未定
43	河内長野市	検討中

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

備考	自治体名	作成者						地域調整会議				支援者確保方法										個別避難支援計画										記載事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		行政	相談	本人	町会	社協	他	内容			補助	準備	検討	決定					氏名	生年	性別	住所	電話	担当	支援	連絡	経路	備	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1 大阪市	○	○	○	○	○				○					各区によって地域特性が異なるため、地域説明会を実施するなど、各地区に取り組みを行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2 堺市	○	○							○					避難行動要支援者の家族、近隣住民、介護支援専門員等で協力いただける方に依頼している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○</

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	個別避難支援計画 課題として考えていること	避難所						
			収容避難所以外の避難先						
			近所	分館	駐車場	他	内容	分散避難先	
1	大阪市	避難支援等実施者が決まらない。対象者数が多い。	○	○	○				安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等
2	堺市	法改正から概ね5年で作成することとされ、国から交付税措置がなされているが、作成後についての継続的な更新方法や頻度等についても、検討や国からの支援が必要だと考えている。	○	○					旅館・ホテル等の宿泊施設
3	能勢町	個別避難計画 は、あくまでも円滑な避難支援を目的とするもので、避難支援実施者 には、支援結果について法的責任や（※以後の文章が消えており未判明）	○	○					各自治会の公民館や集会所
4	豊能町			○					豊能町には、ホテル等の宿泊施設がないため自宅や親せき宅を推奨しています。
5	池田市	支援者の確保が困難なため、個別避難計画の作成が進まない。	○	○	○				ホテル・福祉施設等
6	箕面市	・ケアマネ等の福祉専門職および実際の避難支援にあたる地域関係者の参画、・地域関係者の負担が大きいため、・避難行動要支援者名簿に登録されている全対象者の計画策定についての現実的な策定手法の検討及び計画の更新方法	○	○					親戚宅、知人宅
7	豊中市	・移送支援が必要な方の対応 ・緊急入所施設の確保	○		○				
8	茨木市	・対象者数が多いため、どのように優先順位を設定し、対象者に案内するか。・作成者への報酬をどのように取り扱うか。・作成後の更新をどのくらいの頻度で行うか。	○	○					安全が確保できる親戚・友人宅など
9	高槻市	・避難支援者等実施者の確保（現状は地域主導で個別避難計画作成を進めているが、作成に対して負担感が大きく、消極的な地域が多い。 ・福祉サービス等事業所の協力。・支援者を含めた個人情報の管理。・作成後の情報更新や引継ぎの徹底	○	○					親戚・知人宅、ホテルなど
10	島本町	支援者として地域の支援者、団体に協力してもらえかが今後の課題	○						
11	吹田市	避難支援者の数が圧倒的に不足しており、避難支援者の確保と特定が課題と考えています。個別避難計画を作成することが難しいとの声もあることから、作成支援の活用周知などのさらなる取組が必要と考えています。	○	○	○				
12	摂津市	避難先及び避難支援者の確保	○	○	○				親戚宅、知人宅、ホテル等の宿泊施設
13	枚方市	・支援者がいない。・個別避難計画の元になる避難行動要支援者名簿の受取が進まない。	○	○	○				知人、親戚宅、ホテルなど。
14	交野市	避難支援者の確保、計画の実効性の担保	○		○				
15	寝屋川市	作成者の優先順位付け	○						
16	守口市	・具体的な優先順位及び作成手順の設定、 ・個別避難計画に基づく避難支援者の確保	○	○	○				被災地域以外の親戚宅や知人宅
17	門真市	・受入れ先（障がい者施設や高齢者施設など）の受け皿の確保・移送手段としての車両を確保・避難行動支援者の確保・優先順位の設定	○	○					親戚・知人宅
18	四條畷市	支援者の確保が課題です。	○			○			内閣府のパンフレットに基づき、友人宅や宿泊施設等の活用も啓発
19	大東市	避難支援者の確保		○					ホテル・車中泊・親戚宅等
20	東大阪市	・自治会未加入者の方の計画作成が進みにくい（自治会を中心として、計画作成を行っているため） ・高齢化による避難支援者不足	○						
21	八尾市	個別避難計画を活用していただける地域が少ない。	○	○	○				安全なエリアの親戚・知人宅、ホテル・旅館
22	柏原市	・避難支援者を個人名にすると責任問題等の発生が危惧される為町会又は自主防災組織名としている。 ・個人情報を取り扱う事になるため管理方法を注意しなければならない	○						
23	和泉市	計画作成に対して、要支援者の作成意向がないことがある。				○	自治会館等（地域住民が自主的に開設、運営を行う一時的な避難場所）		
24	高石市	避難支援者の確保	○		○				
25	泉大津市	記入例を添付しているが、記入漏れが多く、実効性の乏しい計画書となっている場合がある。	○	○	○				ホテル施設、福祉施設等
26	忠岡町	難病患者の作成、避難経路の問題	○	○					ホテル等を検討中
27	岸和田市	・支援者を見つけることが課題、 ・本人や家族、関係者等に計画の必要性等を充分に理解いただくことが課題、 ・避難支援実施者の（生命・損害）保険について	○						
28	貝塚市	個別避難計画の作成にあたって、避難支援者の選任が困難であり課題と考えています。	○	○	○				協定先の施設 知人宅 親戚宅
29	熊取町	個人情報の取り扱いにかかる不安感があり、作成件数が増えない	○	○		○	知人・親戚宅、地区集会所等		知人・親戚宅、ホテル、地区集会所など
30	泉佐野市	避難支援者の選別	○	○	○				ホテル、旅館の利用
31	田尻町	避難支援者の確保		○					
32	泉南市	庁内での連携体制の構築が十分ではない。地域においてリーダーシップを発揮し、計画作成に取り組んでくれる方が少ない。	○	○	○				ホテル、親戚・知人宅
33	阪南市	左記の検討	○	○	○				
34	岬町	支援者の選定	○		○				
35	松原市	・個別避難計画対象者の作成の意向確認が取れない方がいる。 ・避難支援者の確保が難しい。	○	○	○				
36	羽曳野市	担当課だけではなく、関係する他の部署や専門職との連携について。 避難支援者が見つからない場合の支援者の確保について。	○						
37	藤井寺市	現在作成している計画には、支援者や避難経路等の情報が記載されていないため、今後、福祉事業所や地区自治会等と連携してより実効性の高い計画にしていく必要がある。	○	○					ホテル・旅館等の宿泊施設、親戚や知人宅等
38	太子町	意思疎通が難しい対象者への聞き取り等	○	○					親戚や友人宅
39	河南町		○		○				
40	千早赤阪村	地域調整会議の組織化と運営要領の確立	○						
41	富田林市	支援者のなり手が見つからず、作成が進まない場合がある。	○		○				
42	大阪狭山市	福祉部局との連携、支援者の確保	○	○	○	○	親戚、知人宅		地域一時避難場所
43	河内長野市	庁内連携	○						

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	避難所										福祉避難室									
		1.5次避難所				設備／障害者対応トイレ				電源				視聴覚情報提供機器				福祉避難室			
		確保	未定	他	内容	済	未	特記		済	未	特記		済	未	特記		予定	力所	し	未定
1	大阪市	○				446	36	各学校にある多目的トイレ		522	10	配備されているカセットボンベ式発電機		368	139	ラジオの整備等		○	475		○
2	堺市		○			162	0			162	0			0	162				○		○
3	能勢町	○				4	9			3	10			0	13				○	○	
4	豊能町		○			3	0			5	0	発電機							○		○
5	池田市		○			12				12		非常電源設備、発電機		12		ラジオ、ホワイトボード			○		○
6	箕面市	○				21	0			21	0			0	0			○	14		○
7	豊中市		○							80								○	55		○
8	茨木市		○			73	2			75	0							○	75		○
9	高槻市		○			91	1	多目的用トイレ		62	30	発電機59施設(小・中学校)自家発電機3施設(コミュニティセンター・公民館)		92	0	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援ボード		○	92		○
10	島本町		○			33	9			33	1			33	0				○		○
11	吹田市		○			105	20			125	0			0	125			○	未定		○
12	摂津市		○			31	0			29	2			0	31				○		○
13	枚方市		○			52				52						福祉部局で対応		○	52		○
14	交野市		○			24	0			24	0			0	24				○		○
15	寝屋川市		○					車いす用のトイレ				非常用発電機							○		○
16	守口市		○			32				32				32				○	32		○
17	門真市		○					未確認		0	22	R6年に発電機を導入		0	22	ホワイトボードや紙は準備			○		○
18	四條畷市		○															○	14		○
19	大東市		○			20	0			20	0			0	20			○	20		○
20	東大阪市		○			78				78				78				○	78		○
21	八尾市		○			48	0					不明				不明			○		○
22	柏原市		○																○		○
23	和泉市		○			33				33				33				○			○
24	高石市		○			19	0			15	4			0	19			○			○
25	泉大津市		○			11				11				11				○			○
26	忠岡町		○			5	3			3	5							○			○
27	岸和田市		○															○			○
28	貝塚市		○			21	4			25	0			15	10			○			○
29	熊取町		○			9	0			9	0			9	0			○			○
30	泉佐野市		○			18	17	小学校:13校 62個+中学校:5校36個		18	17			0	0			○	35		○
31	田尻町	○				2	0			1	1			0	2			○	1		○
32	泉南市		○			15	20			3	32			0	35			○	35		○
33	阪南市		○			12												○			○
34	岬町		○			0												○			○
35	松原市			○	準備していない	22				22								○	22		○
36	羽曳野市	○				26				3				0				○		○	
37	藤井寺市		○					未整理		19	0	発電機等を各避難所用に整備		0	19			○			○
38	太子町		○															○			○
39	河南町		○			12	17			0	0			0	0			○		○	
40	千早赤阪村		○			0	7			1	6			0	7			○			○
41	富田林市		○			32	8			40	0	カセットボンベ式発電機		0	40			○	23		○
42	大阪狭山市		○			14	0			14	0			0	14			○	14		○
43	河内長野市		○			41	1			42	0			0	42			○			○

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	福祉避難室				収容避難所			
		福祉避難室・福祉避難所の対象者像				開設訓練			
		別	同じ	異なる	福祉避難室の対象	福祉避難所の対象	実施	しない	備考
1	大阪市	○			避難所において、何らかの特別な配慮を必要とする人	一般の災害時避難所では対応が困難であり、日常生活上の常時助が必要の人	○		
2	堺市			○			○		
3	能勢町			○				○	
4	豊能町			○				○	
5	池田市			○			○		
6	箕面市			○			○		
7	豊中市	○			要支援1・2、要介護1、身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B1・B2、乳幼児・妊婦	要介護2・3、身体障害者手帳2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	○		
8	茨木市			○				○	
9	高槻市	○			指定（一次）避難所での生活が困難となった、または困難と判断できる避難行動要支援者。個別面談による聞き取り結果でスクリーニング実施、結果をカンファレンス等により関係部署と共有し、支援方針を決定する。	指定（一次）避難所（福祉避難室を含む）での生活が困難となった、または困難と判断できる避難行動要支援者。 個別面談による聞き取り結果でスクリーニング実施、結果をカンファレンス等により関係部署と共有し、支援方針を決定する。	○		
10	島本町			○				○	
11	吹田市	○			体育館などの広いスペースや大人数での避難生活が難しい要配慮者	指定避難所での避難生活が難しい要配慮者	○		
12	摂津市	○			未定	指定避難所で避難生活が困難な要配慮者		○	
13	枚方市			○			○		
14	交野市			○				○	
15	寝屋川市			○				○	
16	守口市	○			要配慮者	要配慮者のうち、指定避難所での生活が難しい方	○		
17	門真市							○	
18	四條畷市			○				○	
19	大東市			○			○		
20	東大阪市			○				○	
21	八尾市			○				○	
22	柏原市			○				○	
23	和泉市			○				○	
24	高石市			○				○	
25	泉大津市	○			要配慮者で、福祉避難室が必要であると判断された人。	施設が定める対象に該当する人。	○		
26	忠岡町	○						○	
27	岸和田市			○				○	
28	貝塚市	○				あらかじめ市が指定した要支援者（身体障害1、2級（心臓 じん臓機能障害のみで該当する者を除く。）、療育手帳A、精神障害1級、要介護3、4、5）	○		
29	熊取町							○	
30	泉佐野市	○			なし	高齢者、障がい者、障がいのない妊産婦、乳幼児		○	
31	田尻町			○				○	
32	泉南市			○				○	
33	阪南市								
34	岬町			○				○	
35	松原市			○				○	総合防災訓練の際に、全市民を対象に避難所開設訓練を行っている。
36	羽曳野市			○			○		
37	藤井寺市			○				○	
38	太子町			○				○	
39	河南町			○				○	
40	千早赤阪村			○				○	
41	富田林市			○				○	
42	大阪狭山市			○				○	
43	河内長野市			○				○	

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	収容避難所
		要配慮者等への合理的配慮の検討状況
1	大阪市	下記について、大阪市避難所開設・運営ガイドラインにて記載している。・冷暖房が整った部屋や、仕切られた小規模スペースを、要配慮者の避難場所として充てるよう配慮する。・室内への優先的避難やアレルギー対応、手話によるコミュニケーション、外国語通訳の派遣等、要配慮者の特性やニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じる。
2	堺市	避難所運営マニュアルの中に各障害種別毎の配慮内容を記載しています。(以下一部抜粋) ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮する。 ・車いす対応が可能な洋式トイレを確保し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。 ・車いすが通れる通路を確保する。 ・自力歩行や車いす避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要である。 ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給するように努める。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品である。 など
3	能勢町	
4	豊能町	今後の検討課題です。
5	池田市	避難行動要支援者名簿による配慮の必要性
6	箕面市	各地区防災委員会において、移動の不自由な方は1階やスロープのある部屋にすることや介護が必要な方や集団生活が困難な方は別室を確保するなどの対応について、検討いただいている。
7	豊中市	要配慮者等の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、施設の段差解消、手すり・障害者用トイレの設置、障害者等が落ち着ける環境整備、障害特性に対応したコミュニケーション手段の確保、多言語での避難所施設の案内表示・情報提供等を進めます。また、避難所生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備等)を確保や福祉避難スペースの設置など、避難所生活に支障のないよう配慮していきます。
8	茨木市	各避難所において、アレルギー疾患に対応した食品や車いす用のトイレテントを備蓄済み。避難所運営マニュアルにおいて、避難者生活における要配慮者への対応や注意すべき事項等を整理。
9	高槻市	要配慮者が避難生活において支障がないよう指定避難所については「高齢者、障害者等の移動時の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令に基づき、スロープや障がい者用トイレの設置等をすすめているが、バリアフリー化されていない指定避難所については、今後とも計画的な整備に努める。また、障がい者等が落ち着ける環境を工夫すること、障がい特性に対応しあうコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行困難な障がい者等の通路を確保する等、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。さらに、施設管理者の協力を得て、避難生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備等)を確保するなど、避難生活(水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等)に支障のないよう配慮することや、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める(施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。)
10	島本町	・段ボールベット、パーテーションの設置 ・保健師の派遣 ・協定に基づく、福祉事業者スタッフの応援
11	吹田市	令和2年3月に改訂した吹田市避難所マニュアル作成指針の中で、避難所ニーズへの対応として、要配慮者や男女共同参画の視点を踏まえて、男女別更衣室・相談窓口、障がい者を考慮した仮設トイレ、授乳室・保育室、ベトスペースなどについての配置および留意点について追加しています。
12	摂津市	
13	枚方市	日当たりや換気がよくトイレに近い場所などで過ごしていただくよう避難所運営マニュアルで示している。
14	交野市	
15	寝屋川市	
16	守口市	指定避難所の低層階に、要配慮者専用スペースを設けている。
17	門真市	
18	四條畷市	
19	大東市	
20	東大阪市	
21	八尾市	
22	柏原市	
23	和泉市	
24	高石市	
25	泉大津市	避難所において、簡易間仕切りやベッド、ポータブル電源、トイレの整備に加え、要配慮者用の防災スカーフを備蓄している。
26	忠岡町	
27	岸和田市	
28	貝塚市	食糧や物資の配布は要配慮者を優先的に配布する。
29	熊取町	指定避難所では、要配慮者等のために一定の避難スペースを確保するとともに、段ボールベッド等を優先的に割り当てるよう計画している。
30	泉佐野市	
31	田尻町	
32	泉南市	室内への優先的避難、要配慮者の要望に応じた食料・物資の調達、保健医療サービスの提供 通訳の派遣等
33	阪南市	
34	御町	
35	松原市	小中学校では要配慮者用の避難スペースを、階段を昇り降りする負担を考え、1階に設置するようになっている。
36	羽曳野市	
37	藤井寺市	高齢者、傷病者、障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルク及び液体ミルクの供給を行う。 スロープ用装具の保管事業の実施。
38	太子町	
39	河南町	
40	千早赤阪村	「避難所開設・運営マニュアル」で合理的配慮措置に留意するよう示している
41	富田林市	避難所内の伝達情報は、拡声折場の音声によるものと合わせて、掲示やビラ等文字による提供を行う。また、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いるなど、わかりやすく表示する。
42	大阪狭山市	空き教室等を利用し、必要に応じて対応していく
43	河内長野市	自主避難用施設として開設される避難所には、空調設備の整った施設を選定し、施設内で和室などのスペースを設け、配慮措置をとっている。

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	福祉避難所		指定福祉避難所				指定福祉避難所																
		指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員					
		力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員	指定	力所	定員			
		(1)		(2)		(3)		(4)																
		対象者		対象者		対象者		対象者		対象者		対象者		対象者		対象者		対象者		対象者				
		人数		人数		人数		人数		人数		人数		人数		人数		人数		人数				
1	大阪市	○	383					○	福祉															
2	堺市	○	90		○				公的	指定避難所への避難者のうち、特に配慮が必要となる方	7		福祉	指定避難所への避難者のうち、特に配慮が必要となる方										
3	能勢町	○	4		○	1			公的	全てを対象			福祉	要介護、介助者										
4	豊能町	○	5	200	○	2	80		公的	避難行動要支援者名簿登録者	1	40	公的	避難行動要支援者名簿登録者	1	40								
5	池田市	○	19	826	○				公的	要配慮者	2	826												
6	箕面市	○	12	2,478	○	12	2,478		福祉	高齢者等	12	2,478												
7	豊中市	○	14	539	○	14	539		公的	一般の避難所では生活が困難な配慮を必要とする方(要支援者)	1	200	福祉	一般の避難所では生活が困難な配慮を必要とする方(要支援者)	12	339	他	一般の避難所では生活が困難な配慮を必要とする方(要支援者)	1					
8	茨木市	○	76	未算出					福祉	未定	6	未算出												
9	高槻市	○	36		○	36			公的	高齢者及び障がい者			福祉	高齢者及び障がい者										
10	島本町				○				福祉	当該施設のサービス利用者	2	未定												
11	吹田市	○	29	964	○				公的	市が特定した要配慮者	7	456	福祉	市が特定した要配慮者	22	508								
12	摂津市	○	7	197	○	7	197		福祉	要配慮者	7	197												
13	枚方市	○	25		○	25			公的	要配慮者	536		福祉	要配慮者										
14	交野市	○	34	860	○	1	434			要配慮者/家族等の介護で事足りる者	1	434												
15	寝屋川市	○	26	調整中				○																
16	守口市	○	7		○				福祉	障がいをお持ちの方	5		福祉	高齢者	2									
17	門真市	○	8	未算出				○																
18	四條畷市	○	6					○																
19	大東市	○	25	463	○				公的		2	463												
20	東大阪市	○	50		○				公的	要配慮者	12		福祉	要配慮者										
21	八尾市	○	40	1,637	○	10	23		福祉	要支援者や障がい者	23													
22	柏原市	○	3	392				○																
23	和泉市	○	13		○				福祉	一般避難所での生活が難しい方	2	100 100												
24	高石市	○	4	未算出				○																
25	泉大津市	○	9		○				福祉	要配慮者(各施設により条件有)とその家族	7		他	妊産婦とその家族	2									
26	忠岡町	○	17		○				公的	高齢者や障がい者、妊産婦等の特別な配慮が必要な方々	1		福祉	高齢者や障がい者、妊産婦等の特別な配慮が必要な方々	16									
27	岸和田市	○	20		○				公的	在園児・在学生等とその家族	3		福祉	避難行動要支援者のうち医師の判断による	17									
28	貝塚市	○	7	定ま てい ない	○	1	84		福祉	身体障害1、2級(心臓 じん臓 機能障害のみで該当する者を除く														
29	熊取町	○	1	139	○	1	139		公的															
30	泉佐野市	○	22		○				公的	高齢者・障がい者	1	253	福祉	障がい児	1	64	公的	さくらこども園	1	150	公的	のぞみこども園 はるかこども園	2	164 130
31	田尻町	○	4		○	4				介護・医療が必要な方				介護・医療が必要な方				介護・医療が必要な方						
32	泉南市	○	4	122	○				福祉	通常の指定避難所での生活が困難と判断された要配慮者	1	63	福祉	通常の指定避難所での生活が困難と判断された要配慮者	1	28	福祉	通常の指定避難所での生活が困難と判断された要配慮者	1	11	公的	通常の指定避難所での生活が困難と判断された要配慮者(妊産婦)	1	20
33	阪南市	○	12																					
34	岬町	○		430	○						35				85		30					280		
35	松原市	○	29	3,362	○	15	2,139			要配慮者														
36	羽曳野市	○	3	1,700	○				公的	要配慮者	1	587	公的	要配慮者	1	256	公的	要配慮者	1	861				
37	藤井寺市	○	3	380				○																
38	太子町	○	1	100	○				公的	個別避難計画で福祉避難所を指定した者	1	100	福祉	従来からの入所者及びその家族	1									
39	河南町	○	6		○	4			公的	河南町保健福祉センター			福祉	軽費老人ホーム「河南荘」			福祉	特別養護老人ホーム「あんり」			福祉	障害者福祉施設「草笛の家」		
40	千早赤阪村	○	3	10				○																
41	富田林市	○	8		○	3	71		福祉	要配慮者	1	6	福祉	要配慮者	1	24	福祉	要配慮者	1	21				
42	大阪狭山市	○	2	109	○	2	109		公的	要配慮者及びその家族	2	109												
43	河内長野市	○	41		○				福祉	障がい者	1	30	公的	要配慮者	3	645								

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	(協定)福祉避難所・指定福祉避難所	
		開設時期	備品の整備責任の所在と整備の方法
1	大阪市	発災後、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができた後、大阪市の区災害対策本部において、速やかに福祉避難所・指定福祉避難所の開設可否を検討し、必要に応じて順次開設する。	災害時には、区が大阪市を通じて、必要な物資の調達・確保に努めるが、平時は、要配慮者施設が、区の機能回復までの所要時間に必要な最低限の物資を確保するよう努める。
2	堺市	保健師等が指定避難所等の巡回を行い、避難者のうち福祉避難所等での受入れを必要とする要配慮者(入所対象)の把握を行う。健康福祉対策部が当該情報を集約し、市災害対策本部が開設の必要性を判断して、施設への開設要請を行う。	避難所運営に必要な物品については本市にて整備を行うことを想定している。
3	能勢町	必要に応じ臨機応変に判断	協定に基づく福祉避難所については、民間施設の管理者。指定福祉避難所は、行政
4	豊能町	未定	防災担当課で管理
5	池田市	指定一般避難所を開設し、必要に応じて開設する。	高齢者食と水を用意
6	箕面市	被害が甚大な場合は数日後に、施設の稼働状況等を勘案し開設	施設利用者分については施設において整備を行うが、市からの要請による受け入れ分については、市が整備を行い、必要に応じて提供していく。
7	豊中市	一般の指定避難所の開設に続く形で開設する。	衛生資材等については危機管理課(防災部局)より購入・避難所への整備を行う。
8	茨木市	開設のタイミングについては、施設側の受入後、体制の整備や、受入対象者の特定などが必要となるため、今後、庁内関係課や関係施設との調整等を進めている。	指定避難所の備品等の整備は福祉部局と防災部局が、協定に基づく福祉避難施設については福祉部局が備品等の整備または貸与を行っている。
9	高槻市	指定避難所(一次避難所)が開設された後、一次避難所に避難された要援護者等の状況を勘案し、二次避難所(福祉避難所)を開設する必要があると判断した場合に開設。	実災害時には、基本的に施設管理者が責任者となり、可能な範囲で施設が確保し、物資の調達に要した実費については市に請求できる。また施設による物資の確保が難しい場合は市に要請が可能であるが、この場合は「食料・物資等受け払い簿」を作成し、適切に管理していただく。
10	島本町	避難所開設の数日後	指定福祉避難所
11	吹田市	発災後、施設の安全確認、施設の受け入れ体制を確認した後に、必要に応じて開設(発災後、3日以内に開設)	
12	摂津市	指定避難所(一次)を開設した後、指定避難所に避難された要配慮者の状況を勘案し、福祉避難所(二次)を解説する必要があると判断したとき	行政
13	枚方市	一日以内(開始目標時間)	未定
14	交野市	指定避難所開設後、状況に応じて開設	市(危機管理室と福祉部の協同)で行う
15	寝屋川市	調整中	調整中
16	守口市	指定避難所開設後	各施設運営主体
17	門真市	指定避難所開設以降	福祉避難所を開設した場合、備蓄物資は市が負担する。整備については検討中。
18	四條畷市	要支援者の指定避難所への避難状況により判断	基本的には一般避難所用備蓄品として整備し、福祉避難所が開設された場合は、配分予定
19	大東市	発災後、努めて早く	原則、市が整備
20	東大阪市	第1次避難所に避難された方などの中から福祉避難所による受け入れが必要とされる場合において、市災害対策本部からの要請に基づき、開設を行う。	あらかじめ配置している福祉避難所の責任者の指揮のもと、可能な範囲で食料・衛生用品・介護用品等の備蓄を行っている。また、必要に応じて、市が備蓄物資を提供する。
21	八尾市	警戒レベル3	調整中
22	柏原市	一般避難所の状態を判断したうえで開設をおこなう	行政関係機関において備蓄品の管理購入を行っている
23	和泉市	一般避難所が開設された場合、指定福祉避難所も同時開設となる場合がある。	指定福祉避難所は、その施設を管理している社会福祉協議会と、市の関係部局が共同して整備を行います。
24	高石市	災害対策本部を設置後	施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備を行う。施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える
25	泉大津市	避難判断マニュアルに基づき、避難が必要である場合、施設と調整し開設する。	施設管理者と相談し整備する。
26	忠岡町	2次的に応じた開設判断を行う。	本町職員により、必要物資を準備提供することを原則にする。
27	岸和田市	市より開設の依頼をしたとき	市及び施設を協力・調整のうえ
28	貝塚市	災害発生後、準備がととのいた次第	危機管理部が定期的に入れ替えを行う。
29	熊取町	状況によるが発災当初から開設を想定している。	公共施設であることから、町が整備している
30	泉佐野市	必要に応じて	泉佐野市役所の職員が開設した場所へ届ける
31	田尻町	町と連携して決める	町が一部負担している
32	泉南市	大規模災害発災後、対象者が指定避難所に避難されたとき	市と施設管理者は、福祉避難所運営に必要な物資・器材類、それらを保管する場所等について、平時から連絡と取り合い調整する。その結果に基づき、市の予算、保管場所等の範囲内で備蓄を行う。
33	阪南市	災害対策本部の要請により事業者が開設可能であれば開設	
34	岬町	介護スタッフ介護機材の準備ができた後	行政及び指定管理者
35	松原市	必要であると判断した場合	施設管理者が整備
36	羽曳野市	指定一般避難所においてスクリーニング後	未定
37	藤井寺市	障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所の生活が困難と判断される場合	未定
38	太子町	必要に応じて開設	各避難所運営主体と協議
39	河南町	特に定めていない。	特に定めていない。
40	千早赤阪村	発災後、努めて速やかに。	定めていない。
41	富田林市	指定避難所を開設後、避難者の要望により災害対策本部の判断で開設する。	防災担当が備蓄物資を整備する。
42	大阪狭山市	指定避難所での避難生活が困難と判断された場合	市で事前に分散備蓄を行っている
43	河内長野市	災害の状況に応じて開設時期の決定を行う。	未定

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

番号	自治体名	(協定)福祉避難所・指定福祉避難所	障害者等要配慮者対応の課題など
		看護師の手配・配置の責任の所在と配置の方法	
1	大阪市	区が、看護師等の介護支援者の確保に努める。区災害ボランティア活動支援センターから、区を通じて、介護支援者を派遣する。	次ページに別項にて記載
2	堺市	未定	福祉避難所を含む避難所の運営に関する人員や個別に支援を行うためのリソースの不足
3	能勢町	協定に基づく福祉避難所については、民間施設の管理者、指定福祉避難所は、行政。	
4	豊能町	未定	様々な状況の方がおられるのでどこまで対応できるか不明である。
5	池田市	検討中	避難行動要支援者名簿による個別避難計画作成の推進
6	箕面市	基本的な対応は施設が担当することになるが、適宜、市対策本部において保健師等を巡回させるなどの状況確認を行う。	
7	豊中市	健康医療部健康医療班が避難所への医療救護班(看護師含む)の派遣を行う。	
8	茨木市	福祉部局を中心として、必要に応じて外部機関への職員派遣やボランティア職員の派遣を要請することにより対応することを想定している。	
9	高槻市	二次避難所(福祉避難所)において、看護師や介護者等に不足が生じた場合は、施設により市に要請が可能で、市は災害ボランティアセンターや他の協定締結施設に協力要請して配置する。	避難支援等関係者の意識醸成、支援者のマンパワー不足の解消、地域の関係団体等に加えて福祉サービス等事業者との連携等が不可欠。
10	島本町	指定福祉避難所が配置。避難所の状況により、看護師配置を検討。	
11	吹田市		災害時の公則には限界があるため、まずは防災の基本は自助であることを伝え備えてもらう必要があると考えます。そのうえで、自助では避難や避難生活が難しい方について、地域での支援、福祉事業所による支援、行政による支援を整理し本当に支援の必要となる方に届くように進める必要がありますが、対象者の数が多く、また様々な調整が必要であることが課題である。大規模な災害が発生した場合、福祉施設等も被災し、施設利用者の対応に追われるなどによって福祉避難所の開設が困難になる可能性が考えられる。そのような場合に備えて市外への避難方法について検討しておかなければならない。
12	摂津市	指定福祉避難所で勤務している看護師に避難者の対応を依頼する。施設側から増強要請があれば、市で手配し、配置することになるが、詳細は検討中	
13	枚方市	未定	訓練を実施し、当事者の意見を反映させた防災対策を心がけていくこと
14	交野市	配置については未検討	要配慮者等への支援を全て基礎自治体で行うことは困難
15	寝屋川市	調整中	要配慮者の避難方法について
16	守口市	開設する際に各施設運営主体と協議	災害時における要配慮者の避難支援等、地域の助力を仰がなければならないことが多くあるが、地域の理解が十分に得られている状態とは言えず、自主防災組織への啓もう活動などをもっと行っていかなければならないと考えている。
17	門真市	未定	
18	四條畷市	未定	
19	大東市	市が調整する	要配慮者その家族の方は普段からご近所付き合いや自治会に加入されていない方が多く、また、防災訓練への参加の呼びかけを行っても参加者が少ない。
20	東大阪市	看護師の配置を求める規定等はないが、あらかじめ配置している福祉避難所の責任者の指揮のもと、福祉避難所運営に必要な人員を想定し、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員(要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)を配置することとしている。	要配慮者等の方々に対しても、必ず第一次避難所への避難を前提としている。その後、必要に応じて福祉避難所への避難というフローだが、福祉避難所等への直接避難も含めた検討が必要である。
21	八尾市	調整中	
22	柏原市	災害対策本部にて検討する	
23	和泉市	未定	
24	高石市	保健所と連携し、現地の医療ニーズを的確に把握、分析の上、必要な医療設置班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療支援活動を実施する。	
25	泉大津市	施設管理者による。	行政だけで全ての要配慮者を支援することが難しいので、共助が重要となってくる。しかし、自治会、民生委員等(の高齢化等で困難な状況あり。) ※()カッコ内は文字切れのため検討会事務局の責任で補筆
26	忠岡町		
27	岸和田市	未定	
28	貝塚市	地域防災計画にもとづき、医師会に要請して配置する。	
29	熊取町	本町から協定を締結している泉佐野・泉南医師会へ要請し、配置を予定している。	
30	泉佐野市		必要に応じて
31	田尻町	指定施設が配置する	
32	泉南市	福祉避難所側の判断で設置	
33	阪南市		
34	岬町	行政及び指定管理者	
35	松原市	未定	医療機関や福祉施設との連携をより一層強化する必要がある。総合防災訓練に参加している要配慮者の人数が少ない。
36	羽曳野市	未定	
37	藤井寺市	未定	特別な設備等によるケアが必要な方への対応が難しい。自治体だけでは要配慮者の避難や避難所での対応は困難に感じる。
38	太子町	各避難所運営主体と協議	
39	河内町	特に定めていない。	避難行動要支援者避難行動支援プランの現在の情勢に合った更新。
40	千早赤阪村	定めていない。	
41	富田林市	救急医療対策会議において、医療救護所等への配置整備を行う。	①市民への障がい理解周知、②障がい特性に応じた避難計画、③いかなる障がい特性であっても、わかりやすく且つ信頼できる情報伝達
42	大阪狭山市	市災害対策本部から医師会等に要請する予定	災害時だけでなく平常時の取り組みと合わせて防災対策を行う必要があると考えている。現状は災害時と平常時が切り分けられているが、平常時の支援の延長に防災対策を行うべきである。
43	河内長野市	未定	

2024年度 障害者と防災自治体調査集計表

大阪市 障害者等要配慮者対応の課題など

・身体障がい者や精神障がい者、知的障がい者等様々な人達と災害時には極限の中で共に生活をしていくと思うので、平時より健常者の方を含めた相互理解や譲り合いなどの情報の共有化を進めていく必要があると感じている。

・区内各地域において避難所開設訓練を実施する際には、地域内の障がい者施設に対して訓練参加を呼び掛けて、個別避難計画に基づく避難のシミュレーションや避難所での受付など、避難行動に関して体験いただくとともに、避難所運営に関して連携・協力した訓練となるように取り組んでいます。

・要配慮者等に配慮した防災対策について、避難所での要配慮者等のニーズの把握と周囲の避難者へのそのニーズの周知に課題があると考えています。例えば、聴覚障がい者は自身の状況を声で伝えることが難しく、周りに助けを求めずに孤立してしまうおそれがあります。対策としては、避難所内に筆談が必要な方向けのブースを設けることなどが考えられます。

・災害時における要配慮者については、災害時避難所での避難生活が困難な場合、福祉避難所・緊急入所施設(区と協定を締結している福祉施設等35ヶ所)における避難生活を想定しているが、施設の備蓄場所や予算等の関係により平時からの予備ベッドや備蓄物資の確保等が困難であるとともに、施設の避難者受入スペースにも限りがあるため福祉避難所・緊急入所施設での受入可能人数は少数となる。

・住吉区では、大規模災害時において要配慮者は、一旦災害時避難所へ避難していただき、区災害対策本部の保健師等が福祉的トリアージをした後に、福祉避難所等へ誘導する流れになっているが、災害時避難所運営にご協力いただく自主防災組織や、福祉避難所等の負担を減少させるために、要配慮者が直接、福祉避難所等に避難できる様、今後直接避難について検討していく必要がある。

・障がい者施設等の多くは通所施設であり、施設職員の夜間勤務経験が無いため、福祉避難所として開設した際の夜間運営に不安を感じている施設もある。

・今後も高齢化が進むことから、災害時避難所での避難生活が困難な避難者が増えることが想定されるため、新たな福祉避難所・緊急入所施設の確保に向けた働きかけを行うとともに、災害時避難所内での要配慮者対策をより一層取り組む必要がある。

・防災訓練や避難所の開設情報など災害時に必要となる情報の発信について、障がいの程度や種別(視覚、聴覚)などにより、必要な情報の発信方法が多岐にわたるが、十分な発信ができていない状況であるため、障がい者が情報難民となっている可能性が高く、行政としてどのように情報の発信を行うことがもっとも効果的であるか検討、検証を行う必要がある。(町会に入っておらず、回覧版を見る機会がない方、(ガラケーしか使えず)ネット環境での情報収集ができない方、日本語があまり分からない外国人住民など障がいの有無だけが原因ではないと考えられる。)

・障がい者支援としてハード面の不足による要支援者のニーズの把握等を考えている。

・障がいの種類や程度によって支援方法や避難経路の確保、緊急方法の伝達方法等様々な課題が考えられる。それらの支援体制について地域と共に支援体制を整えるスキーム作りが必要であるので丁寧に対応していきたい。

・避難所での障がい者や高齢者等の要配慮者への対応だけでなく、災害時に要配慮者に対して支援が必要であり、要配慮者の個別避難計画作成といった避難支援等の取り組みを進めているが、大規模災害が発生した場合、公助による支援等が難しく、地域における要配慮者の避難支援等の取り組みはもっぱら自主防災組織等によらざるを得ない状況となることが予想されることから、共助による取り組みが非常に重要と考えている。

・避難行動要支援者に対する理解促進のため、災害時に自立して避難行動ができない方に参加してもらう。

・避難所開設訓練を実施していかなければならないと考えている。また、一人で避難することが難しいのであれば、家が安全な場合は在宅避難をすることを積極的に啓発し、普段から生活している慣れた場所での避難の重要性を伝えていきたいと考えている。

35 ページ 総合防災訓練実施において、「要配慮者の参加のために行っていること」の選択肢

- ①要配慮者等が訓練に参加する上での配慮すべき事項等を記載したマニュアルを作成している。
- ②自治体主催の総合防災訓練実施前に、障害者団体や支援者等と打ち合わせを行っている。
- ③自治体主催の総合防災訓練等の実施にあたって、要配慮者等に直接通知を送付している。
- ④避難行動要支援者名簿記載者の個別計画を作成し、それに基づく訓練を実施している。
- ⑤総合防災訓練等実施後に要配慮者等の避難行動に係る課題等を整理している。
- ⑥要配慮者等に総合防災訓練等への参加の呼びかけ等、参加を促す取り組みを実施している。
- ⑦要配慮者等の支援者を募集したり住民への啓蒙活動を実施している。
- ⑧避難行動要支援者の支援者をすでに決めている。
- ⑨支援者の訓練等を行っている。
- ⑩要配慮者等の総合防災訓練参加について現在検討している。
- ⑪特に何もしていない。
- ⑫その他

2024 年度 障害者と防災に関する大阪府内自治体調査報告書

＜執筆担当者＞

はじめに	塩見 洋介（大阪障害者センター）
要支援者支援マニュアル	中村 智明（社会福祉法人コスモス）
総合防災訓練	久保田 慎吾（社会福祉法人さつき福祉会）
避難行動要支援者名簿	幸村 直行（社会福祉法人豊中きらら福祉会）
個別（避難）支援計画	朽見 圭子（寝屋川市障害児者を守る親の会）
収容避難所	戸島 純子（障害者（児）を守る全大阪連絡協議会）
福祉避難所・指定福祉避難所	雨田 信幸（きょうされん大阪支部）
まとめ	後藤 至功（佛教大学）

